

## 2017年 輸出統計品目表新旧対照表

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
[略]					[同左]				
02.01		牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)			02.01		牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		
0201.10		[略]			0201.10		[同左]		
0201.20		[略]			0201.20		[同左]		
0201.30		一骨付きでない肉			0201.30	000 2	一骨付きでない肉		KG
	100	4 一ロインのもの		KG					
	200	6 一かた、うで及びもものもの		KG					
	300	1 一ばらのもの		KG					
	900	6 一その他のもの		KG					
02.02		牛の肉(冷凍したものに限る。)			02.02		牛の肉(冷凍したものに限る。)		
0202.10		[略]			0202.10		[同左]		
0202.20		[略]			0202.20		[同左]		
0202.30		一骨付きでない肉			0202.30	000 0	一骨付きでない肉		KG
	100	2 一ロインのもの		KG					
	200	4 一かた、うで及びもものもの		KG					
	300	6 一ばらのもの		KG					
	900	4 一その他のもの		KG					
02.03		[略]			02.03		[同左]		
02.06					02.06				
02.07		肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)			02.07		肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)		
		一鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの					一鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの		
0207.11		[略]			0207.11		[同左]		
0207.13					0207.13				
0207.14		一分割したもの及びくずのもの(冷凍したものに限る。)			0207.14	000 6	一分割したもの及びくずのもの(冷凍したものに限る。)		KG
	010	2 一も及びむねのもの		KG					
	090	5 一その他のもの		KG					
0207.24		[略]			0207.24		[同左]		
0207.60		[略]			0207.60		[同左]		
02.08		[略]			02.08		[同左]		
02.10					02.10				

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物				第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物					
注 [略] 備考 1 第03.06項から第03.08項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。				注 [同左] [新規]					
03.01		魚(生きているものに限る。)			03.01		魚(生きているものに限る。)		
0301.11		[略]			0301.11		[同左]		
0301.19		[略]			0301.19		[同左]		
		－その他の魚(生きているものに限る。)					－その他の魚(生きているものに限る。)		
0301.91		[略]			0301.91		[同左]		
0301.92		[略]			0301.92		[同左]		
0301.93	000 5	－こい(クテナファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)	KG		0301.93	000 5	－こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテナファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)		KG
0301.94		[略]			0301.94		[同左]		
0301.99		[略]			0301.99		[同左]		
03.02		魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに 限るものとし、第03.04項の魚の フィレその他の魚肉を除く。)			03.02		魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに 限るものとし、第03.04項の魚の フィレその他の魚肉を除く。)		
		－さけ科のもの(第0302.91号から 第0302.99号までの食用の魚の くず肉を除く。)					－さけ科のもの(肝臓、卵及びし らこを除く。)		
0302.11		[略]			0302.11		[同左]		
0302.19		[略]			0302.19		[同左]		
		－ひらめ・かれい類(かれい科、だ るまがれい科、うしのした科、 ささうしのした科、スコフタル ムス科又はこげびらめ科のもの。 第0302.91号から第0302.99号 までの食用の魚のくず肉を除 く。)					－ひらめ・かれい類(かれい科、だ るまがれい科、うしのした科、 ささうしのした科、スコフタル ムス科又はこげびらめ科のもの。 肝臓、卵及びしらこを除く。)		
0302.21		[略]			0302.21		[同左]		
0302.29		[略]			0302.29		[同左]		
		－まぐろ(トゥヌス属のもの)及び かつお(エウティヌス(カツオヌ ス)・ペラミス)(第0302.91号 から第0302.99号までの食用の魚 のくず肉を除く。)					－まぐろ(トゥヌス属のもの)及び かつお(エウティヌス(カツオヌ ス)・ペラミス)(肝臓、卵及びし らこを除く。)		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0302.31 ∩ 0302.39		[略] ーにしん(クルペア・ハレングス及 びクルペア・パラスイイ)、かた くちいわし(エングラウリス属の もの)、いわし(スプラトウス・ スプラトウス、サルディナ・ピ ルカルドウス及びサルディノブ ス属又はサルディネルラ属のも の)、さば(スコムベル・スコム ブルス、スコムベル・アウスト ラシクス及びスコムベル・ヤ ポニクス)、ぐるくま(ラストレ ルリゲル属のもの)、さわら(ス コムベロモルス属のもの)、まあ じ(トラクルス属のもの)、ぎん がめあじ(カラックス属のもの)、 すぎ(ラクユケントロン・カナド ウム)、まながつお(パムプス属 のもの)、さんま(コロラビス・ サイラ)、むろあじ(デカプテル ス属のもの)、からふとししやも (マルロトウス・ヴィルロスス)、 めかじぎ(クスイフィアス・グラ ディウス)、すま(エウティヌス・ アフィニス)、はがつお(サルダ 属のもの)及びかじぎ(まかじぎ 科のもの)(第0302.91号から第 0302.99号までの食用の魚のく ず肉を除く。)			0302.31 ∩ 0302.39		[同左] ーにしん(クルペア・ハレングス及 びクルペア・パラスイイ)、かた くちいわし(エングラウリス属の もの)、いわし(スプラトウス・ スプラトウス、サルディナ・ピ ルカルドウス及びサルディノブ ス属又はサルディネルラ属のも の)、さば(スコムベル・スコム ブルス、スコムベル・アウスト ラシクス及びスコムベル・ヤ ポニクス)、あじ(トラクルス属 のもの)、すぎ(ラクユケントロ ン・カナドウム)及びめかじぎ(ク スイフィアス・グラディウス)(肝 臓、卵及びしらこを除く。)		
0302.41 ∩ 0302.44		[略]			0302.41 ∩ 0302.44		[同左]		
0302.45	000 2	ーまあじ(トラクルス属のもの)	KG		0302.45	000 2	ーあじ(トラクルス属のもの)	KG	
0302.46		[略]			0302.46		[同左]		
0302.47		[略]			0302.47		[同左]		
0302.49	000 5	ーその他のもの ーさいうお科、あしながだ科、 たら科、そこだ科、かわりひ れだ科、メルルーサ科、ちこ だ科又はうなぎだ科のもの (第0302.91号から第0302.99号 までの食用の魚のくず肉を除 く。)	KG				[新規] ーさいうお科、あしながだ科、 たら科、そこだ科、かわりひ れだ科、メルルーサ科、ちこ だ科又はうなぎだ科のもの (肝臓、卵及びしらこを除く。)		
0302.51 ∩ 0302.59		[略]			0302.51 ∩ 0302.59		[同左]		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0302.71 0302.72 0302.73	000 2	<p>－ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)(第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)</p> <p>[略] [略]</p>	KG		0302.71 0302.72 0302.73	000 2	<p>－ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)(<u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u>)</p> <p>[同左] [同左]</p>	KG	
0302.74 0302.79		<p>－こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)</p> <p>[略] [略]</p>			0302.74 0302.79		<p>[同左] [同左]</p>		
0302.81 0302.89		<p>－その他の魚(第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)</p> <p>[略]</p>			0302.81 0302.89 0302.90	000 6	<p>－その他の魚(<u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u>)</p> <p>[同左]</p>		
0302.91 0302.92 0302.99	000 5 000 4 000 4	<p>[削除] －魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉</p> <p>－肝臓、卵及びしらこ －ふかひれ －その他のもの</p>	KG KG KG				<p>－肝臓、卵及びしらこ [新規]</p>		
03.03		魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)			03.03		魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0303.11 ∧ 0303.19		<p>—さけ科のもの(第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)</p> <p>[略]</p> <p>—ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)(第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)</p>			0303.11 ∧ 0303.19		<p>—さけ科のもの(肝臓、卵及びしらを除く。)</p> <p>[同左]</p> <p>—ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)(肝臓、卵及びしらを除く。)</p>		
0303.23 0303.24 0303.25	000 6	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>—こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)</p>	KG		0303.23 0303.24 0303.25	000 6	<p>[同左]</p> <p>[同左]</p> <p>—こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)</p>	KG	
0303.26 0303.29		<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>—ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)</p>			0303.26 0303.29		<p>[同左]</p> <p>[同左]</p> <p>—ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)</p>		
0303.31 ∧ 0303.39		<p>[略]</p> <p>—まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)</p>			0303.31 ∧ 0303.39		<p>[同左]</p> <p>—まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらを除く。)</p>		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0303.41 ∩ 0303.49		[略]			0303.41 ∩ 0303.49		[同左]		
		一にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、かたくちいわし(エングラウリス属のもの)、いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、ぐるくま(ラストレルリゲル属のもの)、さわら(スコムベロモルス属のもの)、まあじ(トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ(カランクス属のもの)、すぎ(ラキュセントロン・カナドウム)、まながつお(パムプス属のもの)、さんま(コロラビス・サイラ)、むろあじ(デカプテルス属のもの)、からふとししやも(マルロトウス・ヴィルロス)、めかじき(クスイフィアス・グラディウス)、すま(エウティヌス・アフィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)(第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)					一にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あじ(トラクルス属のもの)、すぎ(ラキュセントロン・カナドウム)及びめかじき(クスイフィアス・グラディウス)( <u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u> )		
0303.51 ∩ 0303.54 0303.55 0303.56 0303.57 0303.59		[略]			0303.51 ∩ 0303.54 0303.55 0303.56 0303.57		[同左]		
	000 4	――まあじ(トラクルス属のもの)		KG		000 4	――あじ(トラクルス属のもの)		KG
		[略]					[同左]		
		[略]					[同左]		
		――その他のもの					[新規]		
	010 3	――さんま(コロラビス・サイラ)		KG					
	020 6	――かじき(まかじき科のもの)		KG					
	090 6	――その他のもの		KG					
		一さいうお科、あしながだ科、たら科、そこだ科、かわりひれだ科、メルルーサ科、ちこだ科又はうなぎだ科のもの(第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)					一さいうお科、あしながだ科、たら科、そこだ科、かわりひれだ科、メルルーサ科、ちこだ科又はうなぎだ科のもの( <u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u> )		
0303.63 ∩ 0303.69		[略]			0303.63 ∩ 0303.69		[同左]		
		一その他の魚(第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)					一その他の魚( <u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u> )		

新(2017年)				旧(2016年)						
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		
			I	II				I	II	
0303.81 ゝ 0303.84 0303.89		[略] --その他のもの [削除] [削除] 300 4 ---たい(たい科のもの) 400 6 ---かつお(エウティヌス(カツ オヌス)・ペラミスを除く。) 500 1 ---さば(スコムベル・スコムブ ルス、スコムベル・アウス トラシクス及びスコムベ ル・ヤポニクスを除く。) 900 2 ---その他のもの [削除] 一魚の肝臓、卵及びしらこ並びに ひれ、頭、尾、浮袋その他の食 用の魚のくず肉 0303.91 000 3 ---肝臓、卵及びしらこ 0303.92 000 2 ---ふかひれ 0303.99 000 2 ---その他のもの			0303.81 ゝ 0303.84 0303.89		[同左] --その他のもの ---さんま ---かじぎ(めかじぎを除く。) ---たい(たい科のもの) ---かつお(エウティヌス(カツ オヌス)・ペラミスを除く。) ---さば(スコムベル・スコムブ ルス、スコムベル・アウス トラシクス及びスコムベ ル・ヤポニクスを除く。) ---その他のもの 0303.90 000 4 一肝臓、卵及びしらこ [新規]			
03.04		魚のフィレその他の魚肉(生鮮のも の及び冷蔵し又は冷凍したものに 限るものとし、細かく切り刻んで あるかないかを問わない。) 一魚のフィレ(ティラピア(オレオ クロミス属のもの)、なまず(パ ンガシウス属、シルルス属、ク ラリアス属又はイクタルルス属 のもの)、こい(クテノファリュ ンゴドン・イデルルス、ミュロ ファリュンゴドン・ピケウス、 カトラ・カトラ、オステオキルス・ ハセルティ、レプトバルプス・ ホイヴェニ及びキュブリヌス属、 カラシウス属、ヒュポフタルミ クテュス属、キルリヌス属、ラ ベオ属又はメガロブラマ属のも の)、うなぎ(アンギルラ属の もの)、ナイルパーチ(ラテス・ ニロティクス)又はらいぎよ(カ ンナ属のもの)のもの)(生鮮のも の及び冷蔵したものに限る。)			03.04		魚のフィレその他の魚肉(生鮮のも の及び冷蔵し又は冷凍したものに 限るものとし、細かく切り刻んで あるかないかを問わない。) 一魚のフィレ(ティラピア(オレオ クロミス属のもの)、なまず(パ ンガシウス属、シルルス属、ク ラリアス属又はイクタルルス属 のもの)、こい(キュブリヌス・ カルピオ、カラシウス・カラシ ウス、クテノファリュンゴドン・ イデルルス、ミュロファリュン ゴドン・ピケウス及びヒュポフ タルミクテュス属又はキルリヌ ス属のもの)、うなぎ(アンギ ルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラ テス・ニロティクス)又はらいぎ よ(カンナ属のもの)のもの)(生 鮮のもの及び冷蔵したものに限 る。)			
0304.31 ゝ 0304.39		[略] 一その他の魚のフィレ(生鮮のもの 及び冷蔵したものに限る。)			0304.31 ゝ 0304.39		[同左] 一その他の魚のフィレ(生鮮のもの 及び冷蔵したものに限る。)			
0304.41 ゝ 0304.46 0304.47 0304.48 0304.49		[略] ---さめ ---えい(がんぎえい科のもの) [略]			0304.41 ゝ 0304.46 0304.47 0304.48 0304.49		[同左] [新規] [新規] [同左]			

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0304.51	000 6	－その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) －ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)		KG	0304.51	000 6	－その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) －ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)		KG
0304.52		[略]		KG	0304.52		[同左]		
0304.55					0304.55				
0304.56	000 1	－さめ		KG			[新規]		
0304.57	000 0	－えい(かんぎえい科のもの)		KG			[新規]		
0304.59		[略]			0304.59		[同左]		
		－魚のフィレ(ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)又はらいぎよ(カンナ属のもの)のもの(冷凍したものに限る。)					－魚のフィレ(ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)又はらいぎよ(カンナ属のもの)のもの(冷凍したものに限る。)		
0304.61		[略]			0304.61		[同左]		
0304.69		[略]			0304.69		[同左]		
0304.71		[略]			0304.71		[同左]		
0304.79		[略]			0304.79		[同左]		
		－その他の魚のフィレ(冷凍したものに限る。)					－その他の魚のフィレ(冷凍したものに限る。)		



新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0304.81 ?		[略]			0304.81 ?		[同左]		
0304.87					0304.87		[新規]		
0304.88	000 4	---さめ及びえい(がんぎえい科のもの)		KG					
0304.89		---その他のもの			0304.89		---その他のもの		
		[削除]				100 5	---		KG
	200 0	----ぶり(セリオーラ属のもの)		KG		200 0	----ぶり(セリオーラ属のもの)		KG
	900 0	----その他のもの		KG		900 0	----その他のもの		KG
		-その他のもの(冷凍したものに限る。)					-その他のもの(冷凍したものに限る。)		
0304.91		[略]			0304.91		[同左]		
0304.92		[略]			0304.92		[同左]		
0304.93	000 6	---ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アンギールラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)		KG	0304.93	000 6	---ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アンギールラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)		KG
0304.94		[略]			0304.94		[同左]		
0304.95		[略]			0304.95		[同左]		
0304.96	000 3	---さめ		KG			[新規]		
0304.97	000 2	---えい(がんぎえい科のもの)		KG			[新規]		
0304.99		[略]			0304.99		[同左]		
03.05		魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)			03.05		魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)		
0305.10		[略]			0305.10		[同左]		
0305.20		[略]			0305.20		[同左]		
		一魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。)					一魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。)		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0305.31	000 3	---ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)		KG	0305.31	000 3	---ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)		KG
0305.32	[略]				0305.32	[同左]			
0305.39	[略]	---くん製した魚(フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。)			0305.39	[同左]	---くん製した魚(フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。)		
0305.41	[略]				0305.41	[同左]			
0305.43					0305.43				
0305.44	000 4	---ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)		KG	0305.44	000 4	---ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)		KG
0305.49	[略]	---乾燥した魚(食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)			0305.49	[同左]	---乾燥した魚(食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0305.51		[略]			0305.51		[同左]		
0305.52	000 3	ーティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)		KG			[新規]		
0305.53	000 2	ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの(コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)を除く。)		KG			[新規]		
0305.54	000 1	ーにしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、かたくちいわし(エングラウリス属のもの)、いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、ぐるくま(ラストレルリゲル属のもの)、さわら(スコムベロモルス属のもの)、まあじ(トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ(カランクス属のもの)、すぎ(ラキュケントロン・カナドウム)、まながつお(バムプス属のもの)、さんま(コロラピス・サイラ)、むろあじ(デカプテルス属のもの)、からふとししやも(マルロトウス・ヴィルロス)、めかじぎ(クスイフィアス・グラディウス)、すま(エウティヌス・アフィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじぎ(まかじぎ科のもの)		KG			[新規]		
0305.59		[略]			0305.59		[同左]		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0305.61 ↓ 0305.63 0305.64	000 5	一塩蔵した魚(乾燥し又はくん製したものを除く。)及び塩水漬けた魚(食用の魚のくず肉を除く。) [略]			0305.61 ↓ 0305.63 0305.64	000 5	一塩蔵した魚(乾燥し又はくん製したものを除く。)及び塩水漬けた魚(食用の魚のくず肉を除く。) [同左]		
0305.69 ↓ 0305.71 ↓ 0305.79 03.06		一ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの) [略] [略] [略]	KG		0305.69 ↓ 0305.71 ↓ 0305.79 03.06		一ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの) [同左] [同左] [同左]		
0306.11	000 0	甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。) 一冷凍したもの	KG		0306.11		甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。) 一冷凍したもの		
0306.12	000 6	一いせえびその他のいせえび科のえび(パリュルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)	KG		0306.12	100 2 900 4	一いせえびその他のいせえび科のえび(パリュルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの) 一くん製したもの 一その他のもの		KG KG
0306.14	000 4	一ロブスター(ホマルス属のもの)	KG		0306.14	100 1 900 3	一ロブスター(ホマルス属のもの) 一くん製したもの 一その他のもの		KG KG
0306.14	000 4	一かに	KG		0306.14	100 6	一かに 一くん製したもの		KG

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0306.15	000	3		KG	0306.15	900	1	---	KG
								---その他のもの	
								---ノルウェーロブスター(ネフロ プス・ノルヴェギクス)	
0306.16	000	2		KG	0306.16	100	5	---くん製したもの	KG
						900	0	---その他のもの	KG
								---コールドウォーターシュリン プ及びコールドウォータープ ローン(クランゴン・クランゴ ン及びパンダルス属のもの)	
0306.17	000	1		KG	0306.17	100	4	---くん製したもの	KG
						900	6	---その他のもの	KG
								---その他のシュリンプ及びプロ ーン	
0306.19	000	6		KG	0306.19	100	3	---くん製したもの	KG
						900	5	---その他のもの	KG
								---その他のもの(甲殻類の粉、ミ ール及びペレット(食用に適す るものに限る。)を含む。)	
0306.31	000	1		KG	0306.21	100	1	---くん製したもの	KG
						900	3	---その他のもの	KG
								---生きてるもの、生鮮のもの及 び冷蔵したもの	
								---いせえびその他のいせえび科 のえび(パリヌルス属、パヌリ ルス属又はヤスス属のもの)	
0306.32	000	0		KG	0306.22	100	6	---くん製したもの	KG
						900	1	---その他のもの	KG
								---ロブスター(ホマルス属のも の)	
0306.33	000	6		KG		100	5	---くん製したもの	KG
0306.34	000	5		KG		900	0	---その他のもの	KG
								---かに	
0306.35	000	4		KG	0306.24	100	3	---くん製したもの	KG
						900	5	---その他のもの	KG
								---コールドウォーターシュリン プ及びコールドウォータープ ローン(クランゴン・クランゴ ン及びパンダルス属のもの)	
0306.36	000	3		KG	0306.25	100	2	---くん製したもの	KG
						900	4	---その他のもの	KG
0306.39	000	0		KG	0306.26	100	2	---くん製したもの	KG
						900	4	---その他のもの	KG
								---コールドウォーターシュリン プ及びコールドウォータープ ローン(クランゴン・クランゴ ン及びパンダルス属のもの)	
0306.91						100	1	---くん製したもの	KG
						900	3	---その他のもの	KG
								---その他のシュリンプ及びプロ ーン	
0306.92					0306.27	100	0	---くん製したもの	KG
						900	2	---その他のもの	KG
								---その他のもの(甲殻類の粉、ミ ール及びペレット(食用に適す るものに限る。)を含む。)	
0306.93					0306.29	100	5	---くん製したもの	KG
						900	0	---その他のもの	KG
								---その他のもの	
0306.94								---ノルウェーロブスター(ネフロ プス・ノルヴェギクス)	

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品名	単 位	
			I	II				I	II
0306.95	010	4	----	くん製したもの					
	090	0	----	その他のもの					
0306.99	010	3	---	シュリンプ及びプローン					
	090	6	----	くん製したもの					
03.07	090	6	----	その他のもの					
	010	6	---	その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)					
0307.11	090	2	----	くん製したもの					
	090	2	----	その他のもの					
0307.11				軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	03.07			軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	
0307.11				ーかき				ーかき	
0307.12	000	4	---	冷凍したもの	0307.11			[同左]	
0307.19				[略]	0307.19			[新規]	
0307.21				ースキャロップ(ペクテン属、クラ				[同左]	
0307.22	000	1	---	ミュス属又はブラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。)	0307.21			[新規]	
0307.29				[略]	0307.29			[同左]	
0307.31				ーい貝(ミュティルス属又はペルナ属のもの)				ーい貝(ミュティルス属又はペルナ属のもの)	
0307.32	000	5	---	冷凍したもの	0307.31			[同左]	
0307.39				[略]	0307.39			[新規]	
				ーいか				[同左]	
0307.42	000	2	---	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	0307.41	000	3	---	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
0307.43	000	1	---	冷凍したもの				[新規]	
0307.49				ーその他のもの	0307.49			ーその他のもの	
				[削除]				100	4
	200	6	----	くん製したもの				200	6
	900	6	----	その他のもの				900	6
				ーたこ(オクトプス属のもの)					
0307.51				[略]	0307.51			[同左]	
0307.52	000	6	---	冷凍したもの				[新規]	
0307.59				[略]	0307.59			[同左]	
0307.60				[略]	0307.60			[同左]	

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0307.71		ークラム、コックル及びアークシ ェル(ふねがい科、アイスランド がい科、ざるがい科、ふじのは ながい科、きぬまといがい科、 ばかがい科、ちどりますおがい 科、おおのがい科、あさじがい科、 きぬたあげまきがい科、まてが い科、しやこがい科又はまるす だれがい科のもの)			0307.71		ークラム、コックル及びアークシ ェル(ふねがい科、アイスランド がい科、ざるがい科、ふじのは ながい科、きぬまといがい科、 ばかがい科、ちどりますおがい 科、おおのがい科、あさじがい科、 きぬたあげまきがい科、まてが い科、しやこがい科又はまるす だれがい科のもの)		
0307.72	000 0	[略] ー冷凍したもの		KG			[同左] [新規]		
0307.79		[略] ーあわび(ハリオティス属のもの) 及びそでぼら(ストロムプス属の もの)			0307.79		[同左] ーあわび(ハリオティス属のもの)		
0307.81	000 5	ーあわび(ハリオティス属のも の)(生きているもの、生鮮の もの及び冷蔵したものに限 る。)	KG		0307.81	000 5	ー生きているもの、生鮮のもの 及び冷蔵したもの		KG
0307.82	000 4	ーそでぼら(ストロムプス属のも の)(生きているもの、生鮮の もの及び冷蔵したものに限 る。)		KG			[新規]		
0307.83	000 3	ーあわび(ハリオティス属のも の)(冷凍したものに限る。)		KG			[新規]		
0307.84	000 2	ーそでぼら(ストロムプス属のも の)(冷凍したものに限る。)		KG			[新規]		
0307.87		ーその他のあわび(ハリオティス 属のもの)					[新規]		
	010 2	ーくん製したもの		KG					
	090 5	ーその他のもの		KG					
0307.88		ーその他のそでぼら(ストロムプ ス属のもの)					[新規]		
	010 1	ーくん製したもの		KG					
	090 4	ーその他のもの		KG					
		[削除]			0307.89		ーその他のもの		
						100 6	ーくん製したもの		KG
						900 1	ーその他のもの		KG
		ーその他のもの(軟体動物の粉、ミ ール及びペレット(食用に適す るものに限る。)を含む。)					ーその他のもの(軟体動物の粉、ミ ール及びペレット(食用に適す るものに限る。)を含む。)		
0307.91		ー生きているもの、生鮮のもの 及び冷蔵したもの			0307.91		ー生きているもの、生鮮のもの 及び冷蔵したもの		
		[削除]				100 4	ーいか(セピア・オフィキナリ ス、ロシア・マクロソマ及 びセピオラ属、オムマスト リフェス属、ロリゴ属、ノ トダルス属又はセピオテ イウチス属のものを除く。)		KG
	300 1	ースカロップ(いたやがい科 のもの。ペクテン属、クラ ミュス属又はプラコペクテ ン属のもの及びいたや貝を 除く。)	KG		300 1	ースカロップ(いたやがい科 のもの。ペクテン属、クラ ミュス属又はプラコペクテ ン属のもの及びいたや貝を 除く。)		KG	
	900 6	ーその他のもの		KG	900 6	ーその他のもの		KG	

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0307.92	010	4		KG			[新規]		
0307.99	090	0		KG	0307.99		--その他のもの --冷凍したもの		
						110	6	----いか(セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオティウチス属のものを除く。)	KG
						120	2	----スキャロップ(いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。)	KG
						190	2	----その他のもの ----くん製したもの	KG
	210	1		KG	210	1	----貝柱	KG	
	290	4		KG	290	4	----その他のもの	KG	
03.08	900	5		KG	900	5	----その他のもの	KG	
					03.08		水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)、くん製した水棲無脊椎動物(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。) -なまこ(スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの)		
0308.11					0308.11		[略]		
0308.12	000	2		KG			--冷凍したもの		
0308.19					0308.19		[略]		
							うに(パラケントロトウス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルプス、エキヌス・エスケレントゥス及びストロンギュロケントロトウス属のもの)		
0308.21					0308.21		[略]		
0308.22	000	6		KG			--冷凍したもの		
0308.29					0308.29		[略]		
0308.30					0308.30		[略]		
0308.90					0308.90		[略]		



新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第4類		酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品			第4類		酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品		
注					注				
1～3		[略]			1～3		[同左]		
4		この類には、次の物品を含まない。			4		この類には、次の物品を含まない。		
(a)		[略]			(a)		[同左]		
(b)		一以上のミルクの天然の組成成分(例えば、酪酸グリセリド)を他の物質(例えば、オレイン酸グリセリド)で置き換えることによつてミルクから得た物品(第19.01項及び第21.06項参照)			[新規]				
(c)		[略]			(b)		[同左]		
号注					号注				
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
第5類		動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)			第5類		動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)		
注					注				
1～3		[略]			1～3		[同左]		
4		この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。第05.11項には、馬毛及びそのくず(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)を含む。			4		この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。		
[略]					[同左]				
08.01		[略]			08.01		[同左]		
08.04		[略]			08.04		[同左]		
08.05		かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)			08.05		かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)		
0805.10		[略]			0805.10		[同左]		
		一マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種			0805.20	000 1	一マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種		KG
0805.21	000 0	一マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん		KG					
0805.22	000 6	一クレメンタイン		KG					
0805.29	000 6	一その他のもの		KG					
0805.40		[略]			0805.40		[同左]		
0805.90		[略]			0805.90		[同左]		
08.06		[略]			08.06		[同左]		
08.14		[略]			08.14		[同左]		
[略]					[同左]				
12.01		[略]			12.01		[同左]		
12.10					12.10				
12.11		主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)			12.11		主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
1211.20 )		[略]			1211.20 )		[同左]		
1211.40					1211.40		[新規]		
1211.50	000	6 一麻黄		KG			[同左]		
1211.90		[略]			1211.90		[同左]		
12.12 )		[略]			12.12 )		[同左]		
12.14					12.14				
[略]					[同左]				
13.01		[略]			13.01		[同左]		
13.02		植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー(変性させてあるかないかを問わない。) 一植物性の液汁及びエキス			13.02		植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー(変性させてあるかないかを問わない。) 一植物性の液汁及びエキス		
1302.11 )		[略]			1302.11 )		[同左]		
1302.13					1302.13				
1302.14	000	0 一麻黄のもの		KG			[新規]		
1302.19		[略]			1302.19		[同左]		
1302.20 )		[略]			1302.20 )		[同左]		
1302.39					1302.39				
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品					第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品				
注 [略] 号注					注 [同左] 号注				
1 第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。					1 第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る育児食用又は食餌療法用の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。				
2 [略]					2 [同左]				
16.01 )		[略]			16.01 )		[同左]		
16.03					16.03				
16.04		魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 一魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)			16.04		魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 一魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)		
1604.11 )		[略]			1604.11 )		[同左]		
1604.17					1604.17				
1604.18	000	1 一ふかひれ		KG			[新規]		
1604.19		[略]			1604.19		[同左]		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1604.20 ゝ 1604.32 16.05 [略]		[略] [略]			1604.20 ゝ 1604.32 16.05 [同左]		[同左] [同左]		
17.01 ゝ 17.03 17.04  1704.10 1704.90 [略]		[略] 砂糖菓子(ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。) [略] －その他のもの －キャンデー類 －ホワイトチョコレート －その他のもの			17.01 ゝ 17.03 17.04  1704.10 1704.90 [同左] [新規] [同左]		[同左] 砂糖菓子(ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。) [同左] －その他のもの －キャンデー類 [新規] －その他のもの		
	100 4 200 6 900 6			KG KG KG		100 4 900 6			KG KG KG
					[同左]				
19.01  1901.10 1901.20 1901.90 19.02 19.03 19.04  1904.10 ゝ 1904.30 1904.90 19.05		麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) －乳幼児用の調製品(小売用にしたものに限る。) [略] [略] [略] [略] 穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。) [略] －その他のもの －米のもの －その他のもの [略]			19.01  1901.10 1901.20 1901.90 19.02 19.03 19.04  1904.10 ゝ 1904.30 1904.90 19.05		麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) －育児食用の調製品(小売用にしたものに限る。) [同左] [同左] [同左] [同左] 穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。) [同左] －その他のもの [同左]		
	000 3        010 4 090 0			KG        KG KG		000 3        000 1			KG        KG

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
<b>第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品</b>				<b>第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品</b>					
注 [略]				注 [同左]					
号注				号注					
1 第2005.10号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.05項の他のいかなる号にも優先する。				1 第2005.10号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る育児食用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.05項の他のいかなる号にも優先する。					
2 第2007.10号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.07項の他のいかなる号にも優先する。				2 第2007.10号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る育児食用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.07項の他のいかなる号にも優先する。					
3 [略]				3 [同左]					
20.01 )		[略]			20.01 )		[同左]		
20.07 20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。) -ナット、落花生その他の種(これらを相互に混合してあるかないかを問わない。)			20.07 20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。) -ナット、落花生その他の種(これらを相互に混合してあるかないかを問わない。)		
2008.11 2008.19		[略] --その他のもの(混合したものを含む。)			2008.11 2008.19	000 4	[同左] --その他のもの(混合したものを含む。)		KG
	010 0 090 3	---納豆 ---その他のもの		KG KG					
2008.20 )		[略]			2008.20 )		[同左]		
2008.80		-その他のもの(混合したもの(第2008.19号のものを除く。))を含む。)			2008.80		-その他のもの(混合したもの(第2008.19号のものを除く。))を含む。)		
2008.91 )		[略]			2008.91 )		[同左]		
2008.97 2008.99		--その他のもの			2008.97 2008.99	000 1	--その他のもの		KG
	010 4 090 0	---梅 ---その他のもの		KG KG					
20.09		[略]			20.09		[同左]		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
<b>第21類 各種の調製食料品</b>				<b>第21類 各種の調製食料品</b>					
注				注					
1及び2 [略]				1及び2 [同左]					
3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分(例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット)から成る混合物を微細に均質化したものから成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。				3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分(例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット)から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は食餌療法用の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。					
21.01		[略]			21.01		[同左]		
21.02		[略]			21.02		[同左]		
21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード			21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
2103.10		[略]			2103.10		[同左]		
2103.30		－その他のもの			2103.30		－その他のもの		
2103.90	100	4 ー味噌	KG		2103.90	100	4 ー味噌	KG	KG
	200	6 ーインスタントカレーその他のカレー調製品	KG			200	6 ーインスタントカレーその他のカレー調製品	KG	KG
	300	1 ーウスターソースその他これに類する物品	KG				[新規]		
	400	3 ーマヨネーズ	KG				[新規]		
	500	5 ードレッシングその他これに類する物品(マヨネーズを除く。)	KG				[新規]		
	900	6 ーその他のもの	KG			900	6 ーその他のもの	KG	KG
21.04		[略]			21.04		[同左]		
21.05		[略]			21.05		[同左]		
21.06		調製食料品(他の項に該当するものを除く。)			21.06		調製食料品(他の項に該当するものを除く。)		
2106.10		[略]			2106.10		[同左]		
2106.90	100	5 ーその他のもの			2106.90	100	5 ーその他のもの		
	200	0 ー焼きのり及び味つけのり	KG			200	0 ー焼きのり及び味つけのり	KG	KG
	900	0 ー豆腐	KG				[新規]		
	900	0 ーその他のもの	KG			900	0 ーその他のもの	KG	KG
[略]				[同左]					
22.01		[略]			22.01		[同左]		
22.02		水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。)その他のアルコールを含有しない飲料(第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。)			22.02		水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。)その他のアルコールを含有しない飲料(第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。)		
2202.10		[略]			2202.10		[同左]		
		－その他のもの				2202.90	000	0 ーその他のもの	L
2202.91	000	6 ーノンアルコールビール	L						
2202.99		ーその他のもの							
	010	1 ー豆乳	L						
	020	4 ー第09.02項の茶の成分を含有する飲料	L						
	090	4 ーその他のもの	L						

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
22.03 22.04		[略] ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むもの とし、生鮮のぶどうから製造した ものに限る。)及びぶどう搾汁(第 20.09項のものを除く。)			22.03 22.04		[同左] ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むもの とし、生鮮のぶどうから製造した ものに限る。)及びぶどう搾汁(第 20.09項のものを除く。)		
2204.10		[略] －その他のぶどう酒及びぶどう搾 汁でアルコール添加により発酵 を止めたもの			2204.10		[同左] －その他のぶどう酒及びぶどう搾 汁でアルコール添加により発酵 を止めたもの		
2204.21 2204.22	000 1	[略] －2リットルを超え10リットル 以下の容器入りにしたもの		L	2204.21		[同左] [新規]		
2204.29 2204.30		[略] [略]			2204.29 2204.30		[同左] [同左]		
22.05 22.06 2206.00		[略] その他の発酵酒(例えば、りんご酒、 梨酒、ミード及び清酒)並びに発酵 酒とアルコールを含有しない飲料 との混合物及び発酵酒の混合物(他 の項に該当するものを除く。)			22.05 22.06 2206.00		[同左] その他の発酵酒(例えば、りんご酒、 なし酒及びミード)並びに発酵酒と アルコールを含有しない飲料との 混合物及び発酵酒の混合物(他の項 に該当するものを除く。)		
	200 2 900 2	－清酒 －その他のもの		L L	200 2 900 2		－清酒 －その他のもの		L L
22.07 22.09		[略]			22.07 22.09		[同左]		
[略]					[同左]				
第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青 物質並びに鉱物性ろう				第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青 物質並びに鉱物性ろう					
注 [略] 号注 1～3 [略] 4 第2710.12号において「軽質油及びその調製品」とは、ISO 3405の方法(ASTM D 86の方法と同等の方法)による温度 210度における減失量加算留出容量が全容量の90%以上の ものをいう。 5 [略] 備考 [略]				注 [同左] 号注 1～3 [同左] 4 第2710.12号において「軽質油及びその調製品」とは、 ASTM D 86の方法による温度210度における減失量加算留 出容量が全容量の90%以上のものをいう。 5 [同左] 備考 [同左]					
27.01 27.06 27.07		[略] 高温コールタールの蒸留物及びこ れに類する物品で芳香族成分の重 量が非芳香族成分の重量を超える もの			27.01 27.06 27.07		[同左] 高温コールタールの蒸留物及びこ れに類する物品で芳香族成分の重 量が非芳香族成分の重量を超える もの		
2707.10 2707.40 2707.50	000 3	[略] －その他の芳香族炭化水素混合物 で、ISO 3405の方法(ASTM D 86の方法と同等の方法)による 温度250度における減失量加算 留出容量が全容量の65%以上の もの		KG	2707.10 2707.40 2707.50	000 3	[同左] －その他の芳香族炭化水素混合物 で、ASTM D 86の方法による温 度250度における減失量加算留 出容量が全容量の65%以上のも の		KG

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2707.91 2707.99 27.08 ゝ 27.15		[略] [略] [略] [略]			2707.91 2707.99 27.08 ゝ 27.15		[同左] [同左] [同左] [同左]		
第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物				第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物					
注 1～6 [略] 7 第28.53項には、りん含有量が全重量の15%を超えるりん銅を含む。 8 [略] 号注 [略]				注 1～6 [同左] 7 第28.48項には、りん含有量が全重量の15%を超えるりん銅を含む。 8 [同左] 号注 [同左]					
28.01 ゝ 28.10 28.11		[略] [略] その他の無機酸及び無機非金属酸化物 －その他の無機酸			28.01 ゝ 28.10 28.11		[同左] [同左] その他の無機酸及び無機非金属酸化物 －その他の無機酸		
2811.11 2811.12	000 1	[略] －シアン化水素(シアン化水素酸)		KG	2811.11		[同左] [新規]		
2811.19	000 1	－その他のもの		KG	2811.19		－その他のもの		
						100 3 900 5	－シアン化水素 －その他のもの		KG KG
2811.21 ゝ 2811.29		[略] [略]			2811.21 ゝ 2811.29		[同左] [同左]		
28.12		[略] 非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物 －塩化物及び塩化酸化物			28.12		[同左] 非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物 －塩化物及び塩化酸化物		
2812.11	000 0	－二塩化カルボニル(ホスゲン)		KG	2812.10		－二塩化カルボニル(ホスゲン)		KG
2812.12	000 6	－オキシ塩化りん		KG		100 3	－オキシ塩化りん		KG
2812.13	000 5	－三塩化りん		KG		200 5	－三塩化りん		KG
2812.14	000 4	－五塩化りん		KG		300 0	－三塩化りん		KG
2812.15	000 3	－一塩化硫黄		KG		400 2	－五塩化りん		KG
2812.16	000 2	－二塩化硫黄		KG		500 4	－一塩化硫黄		KG
2812.17	000 1	－塩化チオニル		KG		600 6	－二塩化硫黄		KG
2812.19	000 6	－その他のもの		KG		700 1	－塩化チオニル		KG
2812.90		[略]			2812.90		900 5 [同左]		KG
28.13 ゝ 28.47		[略] [削除]			28.13 ゝ 28.47 28.48		[同左] [同左]		
					2848.00	000 2	りん化物(化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。)		KG
28.49 ゝ 28.52		[略]			28.49 ゝ 28.52		[同左]		

新(2017年)				旧(2016年)							
統計品目 番号	N A C C S 用	品名	単位		統計品目 番号	N A C C S 用	品名	単位			
			I	II				I	II		
28.53		りん化物(化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。)、その他の無機化合物(蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。)、液体空気(希ガスを除いてあるかないかを問わない。)、圧搾空気及びアマルガム(貴金属のアマルガムを除く。)			28.53 2853.00		その他の無機化合物(蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。)、液体空気(希ガスを除いてあるかないかを問わない。)、圧搾空気及びアマルガム(貴金属のアマルガムを除く。)				
2853.10	000 3	ー塩化シアン		KG	100 1		ー塩化シアン		KG		
2853.90	000 0	ーその他のもの		KG	900 3		ーその他のもの		KG		
[略]				[同左]							
29.01		[略]			29.01		[同左]				
29.02		[略]			29.02		[同左]				
29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体			29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体				
2903.11		[略]			2903.11		[同左]				
2903.79		ー飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体			2903.79		ー飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体				
2903.81		[略]			2903.81		[同左]				
2903.82		[略]			2903.82		[同左]				
2903.83	000 5	ーマイレックス(ISO)		KG	2903.89		[新規]				
2903.89		[略]			2903.89		[同左]				
2903.91		ー芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体			2903.91		ー芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体				
2903.92		[略]			2903.92		[同左]				
2903.93	000 2	ーペンタクロロベンゼン(ISO)		KG	2903.99		[新規]				
2903.94	000 1	ーヘキサプロモビフェニル		KG	2903.99		[新規]				
2903.99		[略]			2903.99		[同左]				
29.04		炭化水素のスルホン誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体(ハロゲン化してあるかないかを問わない。)			29.04		炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体(ハロゲン化してあるかないかを問わない。)				
2904.10		[略]			2904.10		[同左]				
2904.20		[略]			2904.20		[同左]				
2904.31	000 6	ーペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩並びにペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド		KG			[新規]				
2904.32	000 5	ーペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム		KG							
2904.33	000 4	ーペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム		KG							
2904.34	000 3	ーペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム		KG							
2904.35	000 2	ーその他のペルフルオロオクタンスルホン酸塩		KG							
2904.36	000 1	ーペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド		KG							



新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品名	単 位	
			I	II				I	II
2904.91	000	2		KG	2904.90				
		1		KG					
2904.99	000	1		KG					
29.05					29.05				
29.09					29.09				
29.10					29.10				
2910.10					2910.10				
2910.40					2910.40				
2910.50	000	3		KG					
2910.90					2910.90				
29.11					29.11				
29.13					29.13				
29.14					29.14				
2914.11					2914.11				
2914.50					2914.50				
2914.61					2914.61				
2914.62	000	4		KG					
2914.69					2914.69				
					2914.70	000	3		KG
2914.71	000	2		KG					
2914.79	000	1		KG					
29.15					29.15				
29.17					29.17				
29.18					29.18				

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2918.11		－アルコール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			2918.11		－アルコール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
2918.16		[略]			2918.16		[同左]		
2918.17	000 6	－2・2－ジフェニル－2－ヒドロキシ酢酸(ベンジル酸)		KG			[新規]		
2918.18		[略]			2918.18		[同左]		
2918.19		[略]			2918.19		[同左]		
2918.21		[略]			2918.21		[同左]		
2918.99		[略]			2918.99		[同左]		
29.19		[略]			29.19		[同左]		
29.20		非金属のその他の無機酸のエステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.20		非金属のその他の無機酸のエステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2920.11		[略]			2920.11		[同左]		
2920.19		[略]			2920.19		[同左]		
2920.21	000 5	－亜りん酸エステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		KG			[新規]		
2920.22	000 4	－亜りん酸ジメチル		KG					KG
2920.23	000 3	－亜りん酸ジエチル		KG					KG
2920.24	000 2	－亜りん酸トリメチル		KG					KG
2920.29	000 4	－亜りん酸トリエチル		KG					KG
2920.30	000 3	－その他のもの		KG					KG
2920.90	000 6	－エンドスルファン(ISO)		KG			[新規]		
		－その他のもの		KG	2920.90		－その他のもの		
						100 1	－亜りん酸トリメチル		KG
						200 3	－亜りん酸トリエチル		KG
						300 5	－亜りん酸ジメチル		KG
						400 0	－亜りん酸ジエチル		KG
						900 3	－その他のもの		KG
29.21		[略] アミン官能化合物 －非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩			29.21		[同左] アミン官能化合物 －非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩		
2921.11		[略]			2921.11		[同左]		
2921.12	000 5	－2－(N・N－ジメチルアミノ)エチルクロリド塩酸塩		KG			[新規]		
2921.13	000 4	－2－(N・N－ジエチルアミノ)エチルクロリド塩酸塩		KG			[新規]		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2921.14	000	3		KG			[新規]		
							[同左]		
2921.19		[略]			2921.19		[同左]		
2921.21		[略]			2921.21		[同左]		
2921.59		[略]			2921.59		[同左]		
29.22		酸素官能のアミノ化合物 ーアミノアルコール(二種類以上の 酸素官能基を有するものを除 く。)並びにそのエーテル及びエ ステル並びにこれらの塩			29.22		酸素官能のアミノ化合物 ーアミノアルコール(二種類以上の 酸素官能基を有するものを除 く。)並びにそのエーテル及びエ ステル並びにこれらの塩		
2922.11		[略]			2922.11		[同左]		
2922.12		[略]			2922.12		[同左]		
		[削除]			2922.13		ートリエタノールアミン及びそ の塩		
						100	4	ーートリエタノールアミン	KG
						900	6	ーーその他のもの	KG
2922.14		[略]			2922.14		[同左]		
2922.15	000	0		KG			[新規]		
2922.16	000	6		KG			[新規]		
2922.17		ーメチルジエタノールアミン及 びエチルジエタノールアミン					[新規]		
	100	0		KG					
	200	2		KG					
2922.18	000	4		KG			[新規]		
2922.19		ーその他のもの			2922.19		ーその他のもの		
		[削除]				100	5	ーエチルジエタノールアミン	KG
		[削除]				200	0	ーメチルジエタノールアミン	KG
	300	2		KG			[新規]		
	900	0		KG		900	0	ーその他のもの	KG
		[略]					[同左]		
2922.21		[略]			2922.21		[同左]		
2922.50		[略]			2922.50		[同左]		
29.23		第四級アンモニウム塩、水酸化第 四級アンモニウム及びレシチンそ の他のホスホアミノリピド(レシチ ンその他のホスホアミノリピドに ついては、化学的に単一であるか ないかを問わない。)			29.23		第四級アンモニウム塩、水酸化第 四級アンモニウム及びレシチンそ の他のホスホアミノリピド(レシチ ンその他のホスホアミノリピドに ついては、化学的に単一であるか ないかを問わない。)		
2923.10		[略]			2923.10		[同左]		
2923.20		[略]			2923.20		[同左]		
2923.30	000	4		KG			[新規]		
2923.40	000	1		KG			[新規]		
2923.90		[略]			2923.90		[同左]		
29.24		カルボキシアミド官能化合物及び 炭酸のアミド官能化合物			29.24		カルボキシアミド官能化合物及び 炭酸のアミド官能化合物		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2924.11 ∨ 2924.19		[略] [略] 一環式アミド(環式カルバマートを 含む。)及びその誘導体並びにこ れらの塩			2924.11 ∨ 2924.19		[同左] [同左] 一環式アミド(環式カルバマートを 含む。)及びその誘導体並びにこ れらの塩		
2924.21 ∨ 2924.24		[略]			2924.21 ∨ 2924.24		[同左]		
2924.25	000 0	一アラクロール(ISO)		KG			[新規]		
2924.29		[略]			2924.29		[同左]		
29.25		[略]			29.25		[同左]		
29.26		ニトリル官能化合物			29.26		ニトリル官能化合物		
2926.10 ∨ 2926.30		[略]			2926.10 ∨ 2926.30		[同左]		
2926.40	000 2	一アルファーフエニルアセトアセ トニトリル		KG			[新規]		
2926.90		[略]			2926.90		[同左]		
29.27 ∨ 29.29		[略]			29.27 ∨ 29.29		[同左]		
29.30		[略]					[同左]		
2930.20		有機硫黄化合物			29.30		有機硫黄化合物		
2930.20 ∨ 2930.40		[略]			2930.20 ∨ 2930.40		[同左]		
		[削除]			2930.50	000 5	一カプタホール(ISO)及びメタミ ドホス(ISO)		KG
2930.60	000 2	一2-(N・N-ジエチルアミノ)エ タンチオール		KG			[新規]		
2930.70	000 6	一ビス(2-ヒドロキシエチル)ス ルフィド(チオジグリコール (INN))		KG			[新規]		
2930.80	000 3	一アルジカルブ(ISO)、カプタホ ール(ISO)及びメタミドホス (ISO)		KG			[新規]		
2930.90		[略]			2930.90		[同左]		
29.31		その他のオルガノインオルガニッ ク化合物			29.31		その他のオルガノインオルガニッ ク化合物		
2931.10		[略]			2931.10		[同左]		
2931.20		[略]			2931.20		[同左]		
		一その他の有機りん誘導体					[新規]		
2931.31	000 1	一メチルホスホン酸ジメチル		KG					
2931.32	000 0	一プロピルホスホン酸ジメチル		KG					
2931.33	000 6	一エチルホスホン酸ジエチル		KG					
2931.34	000 5	一メチルホスホン酸3-(トリヒ ドロキシシリル)プロピルナト リウム		KG					
2931.35	000 4	一2・4・6-トリプロピル-1・3・ 5・2・4・6-トリオキサトリ ホスホン酸2・4・6-トリオ キシド		KG					

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品名	単位		統計品目 番号	N A C C S 用	品名	単位	
			I	II				I	II
2931.36	000	3	---	KG					
			(5-エチル-2-メチル-2- オキシド-1・3・2-ジオキサ ホスフィナン-5-イル)メチ ルメチルメチルホスホネート						
2931.37	000	2	---	KG					
			ビス[(5-エチル-2-メチル -2-オキシド-1・3・2-ジ オキサホスフィナン-5-イル) メチル]メチルホスホネート						
2931.38	000	1	---	KG					
			メチルホスホン酸と(アミノイ ミノメチル)尿素との1:1の 割合の塩						
2931.39	000	0	---	KG					
2931.90			[略]		2931.90		[同左]		
29.32			複素環式化合物(ヘテロ原子として 酸素のみを有するものに限る。) -非縮合フラン環(水素添加してあ るかないかを問わない。)を有す る化合物		29.32		複素環式化合物(ヘテロ原子として 酸素のみを有するものに限る。) -非縮合フラン環(水素添加してあ るかないかを問わない。)を有す る化合物		
2932.11			[略]		2932.11		[同左]		
2932.13			[略]		2932.13		[同左]		
2932.14	000	2	---	KG			[新規]		
2932.19			[略]		2932.19		[同左]		
2932.20			[略]		2932.20		[同左]		
2932.99			[略]		2932.99		[同左]		
29.33			複素環式化合物(ヘテロ原子として 窒素のみを有するものに限る。) [略]		29.33		複素環式化合物(ヘテロ原子として 窒素のみを有するものに限る。) [同左]		
2933.11			[略]		2933.11		[同左]		
2933.79			[略]		2933.79		[同左]		
2933.91			-その他のもの [略]		2933.91		-その他のもの [同左]		
2933.92	000	6	---	KG			[新規]		
2933.99			[略]		2933.99		[同左]		
29.34			[略]		29.34		[同左]		
29.35			スルホンアミド		29.35		[同左]		
2935.10	000	0	---	KG	2935.00	000	3	スルホンアミド	KG
			N-メチルペルフルオロオクタ ンスルホンアミド						
2935.20	000	4	---	KG					
			N-エチルペルフルオロオクタ ンスルホンアミド						
2935.30	000	1	---	KG					
			N-エチル-N-(2-ヒドロキ シエチル)ペルフルオロオクタ ンスルホンアミド						
2935.40	000	5	---	KG					
			N-(2-ヒドロキシエチル)- N-メチルペルフルオロオクタ ンスルホンアミド						
2935.50	000	2	---	KG					
			その他のペルフルオロオクタ ンスルホンアミド						
2935.90	000	4	---	KG					
			その他のもの [略]				[同左]		
29.36			[略]		29.36		[同左]		
29.37			[略]		29.37		[同左]		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
29.38		第12節 グリコシド及びアルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体			29.38		第12節 グリコシド及び植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体		
29.39		[略] アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体			29.39		[同左] 植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		
2939.11		[略]			2939.11		[同左]		
2939.69		—その他のもの(植物由来のものに限る。)			2939.69		—その他のもの		
2939.71	000 1	—コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン(INN)及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体	KG		2939.91	000 2	—コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン(INN)及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体	KG	
2939.79	000 0	—その他のもの	KG		2939.99	000 1	—その他のもの	KG	
2939.80	000 6	—その他のもの	KG				[新規] [同左]		
29.40		[略]			29.40		[同左]		
29.42		[略]			29.42		[同左]		

## 第30類 医療用品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壯飲料、鉍水その他の飲食物(静脈注射用の栄養剤を除く。)(第4部参照)

(b)～(h) [略]

2～4 [略]

号注

1 第3002.13号及び第3002.14号においては、次に定めるところによる。

(a) 「混合してないもの」とは、純粋な物品(不純物を含有するかしないかを問わない。)をいう。

(b) 「混合したもの」とは、次の物品をいう。

(1) (a)の物品を水又は水以外の溶媒に溶かしたもの

(2) (a)又は(b)(1)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの

(3) (a)(b)(1)又は(b)(2)の物品で、その他の添加剤を混合したもの

2 第3003.60号及び第3004.60号には、経口摂取のためにその他の医薬品有効成分と結合させたアルテミシニン(INN)又は次のいずれかの有効成分(その他の医薬品有効成分と結合してあるかないかを問わない。)を含有する医薬品を含む。

## 第30類 医療用品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壯飲料、鉍水その他の飲食物(静脈注射用の栄養剤を除く。)(第4部参照)

(b)～(h) [同左]

2～4 [同左]

[新規]

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
アモジアキン(INN)、アルテリン酸及びその塩、アルテ ニモル(INN)、アルテモチル(INN)、アルテメテル(INN)、 アルテスナート(INN)、クロロキン(INN)、ジヒドロアル テミシニン(INN)、ルメファントリン(INN)、メフロキン (INN)、ピペラキン(INN)、ピリメタミン(INN)並びにス ルファドキシン(INN)									
30.01		[略]			30.01		[同左]		
30.02		人血、治療用、予防用又は診断用 に調製した動物の血、免疫血清そ の他の血液分画物及び免疫産品(変 性したものであるかないか又は生 物工学的的方法により得たもので あるかないかを問わない。)並びにワ クチン、毒素、培養微生物(酵母を 除く。)その他これらに類する物品 －免疫血清その他の血液分画物及 び免疫産品(変性したものである かないか又は生物工学的的方法に より得たものであるかないかを 問わない。)			30.02		人血、治療用、予防用又は診断用 に調製した動物の血、免疫血清そ の他の血液分画物及び免疫産品(変 性したものであるかないか又は生 物工学的的方法により得たもので あるかないかを問わない。)並びにワ クチン、毒素、培養微生物(酵母を 除く。)その他これらに類する物品 －免疫血清その他の血液分画物及 び免疫産品(変性したものである かないか又は生物工学的的方法に より得たものであるかないかを 問わない。)		
3002.11	000	5	－マラリア診断試験キット	KG	3002.10	000	6		KG
3002.12	000	4	－免疫血清その他の血液分画物	KG					KG
3002.13	000	3	－免疫産品(混合してないもの で、投与量にしてなく、かつ、 小売用の形状又は包装にして ないものに限る。)	KG					KG
3002.14	000	2	－免疫産品(混合したもので、投 与量にしてなく、かつ、小売 用の形状又は包装にしてない ものに限る。)	KG					KG
3002.15	000	1	－免疫産品(投与量にしたもの又 は小売用の形状若しくは包装 にしたものに限る。)	KG					KG
3002.19	000	4	－その他のもの	KG	3002.20				KG
3002.20			[略]		3002.90				
3002.90			[略]		30.03				
30.03			医薬品(治療用又は予防用に混合し た二以上の成分から成るもので、 投与量にしてなく、かつ、小売用 の形状又は包装にしてないもの に限るものとし、第30.02項、第 30.05項又は第30.06項の物品を除 く。)		30.03				
3003.10			[略]		3003.10				
3003.20	000	1	－その他のもの(抗生物質を含有す るものに限る。)	KG (I.I.)	3003.20	000	1	－その他の抗生物質を含有するも の	KG (I.I.)
			－その他のもの(第29.37項のホル モンその他の物質を含有するも のに限る。)					－第29.37項のホルモンその他の 物質を含有するもの(抗生物質を 含有しないものに限る。)	
3003.31			[略]		3003.31			[同左]	
3003.39			[略]		3003.39			[同左]	

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
3003.41	000	1			3003.40	000	2		
		1							
		1							
		0							
		6							
		0							
		3							
3003.90					3003.90				
30.04					30.04				
3004.10					3004.10				
3004.20	000	6			3004.20	000	6		
3004.31					3004.31				
?					?				
3004.39					3004.39				
					3004.40	000	0		
3004.41	000	6							
3004.42	000	5							
3004.43	000	4							
3004.49	000	5							
3004.50	000	4			3004.50	000	4		
3004.60	000	1							
3004.90					3004.90				
30.05					30.05				
30.06					30.06				



新(2017年)					旧(2016年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
[略]					[同左]				
31.01		[略]			31.01		[同左]		
31.02		[略]			31.02		[同左]		
31.03		りん酸肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)			31.03		りん酸肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)		
		一過りん酸石灰及び重過りん酸石灰			3103.10	000 0	一過りん酸石灰及び重過りん酸石灰		MT
3103.11	000 6	一五酸化二りん(P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> )の含有量が全重量の35%以上のもの		MT					
3103.19	000 5	一その他のもの		MT	3103.90		[同左]		
3103.90		[略]			31.04		[同左]		
31.04		[略]			31.05		[同左]		
31.05		[略]							
[略]					[同左]				
37.01		[略]			37.01		[同左]		
37.04		[略]			37.04		[同左]		
37.05		[略]			37.05		写真用のプレート及びフィルム(露光し、かつ、現像したのものに限るものとし、映画用フィルムを除く。)		
3705.00	000 3	写真用のプレート及びフィルム(露光し、かつ、現像したのものに限るものとし、映画用フィルムを除く。)	SM	KG	3705.10	000 0	一オフセット用のもの	SM	KG
					3705.90	000 4	一その他のもの	SM	KG
37.06		[略]			37.06		[同左]		
37.07		[略]			37.07		[同左]		
<b>第38類 各種の化学工業生産品</b>					<b>第38類 各種の化学工業生産品</b>				
注					注				
[略]					[同左]				
号注					号注				
1 第3808.52号及び第3808.59号には、次の物品の一以上を含有する第38.08項の物品のみを含む。 アラクロール(ISO)、アルジカルブ(ISO)、アルドリ(ISO)、アジンホスメチル(ISO)、ビナパクリル(ISO)、カンフェクロル(ISO)(トキサフェン)、カプタホル(ISO)、クロルデン(ISO)、クロルジメホルム(ISO)、クロロベンジレート(ISO)、DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス(パラ-クロロフェニル)エタン)、ディルドリン(ISO、INN)、4・6-ジニトロ-オルト-クレゾール(DNOC(ISO))及びその塩、ジノセブ(ISO)並びにその塩及びエステル、 <u>二臭化エチレン(ISO)</u> (1・2-ジプロモエタン)、 <u>二塩化エチレン(ISO)</u> (1・2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド(ISO)、ヘプタクロル(ISO)、ヘキサクロロベンゼン(ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)、水銀化合物、メタミドホス(ISO)、モノクロトホス(ISO)、オキシラン(エチレンオキシド)、パラチオン(ISO)、パラチオンメチル(ISO)(メチルパラチオン)、 <u>ペンタプロモジフェニルエーテル及びオクタプロモジフェニルエーテル、ペンタクロロフェノール(ISO)並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ホスファミドン(ISO)、2・4・5-T(ISO)(2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸)並びにその塩及びエステル並びにトリブチルすず化合物</u>					1 第3808.50号には、次の物品を含有する第38.08項の物品のみを含む。 アルドリ(ISO)、ビナパクリル(ISO)、カンフェクロル(ISO)(トキサフェン)、カプタホル(ISO)、クロルデン(ISO)、クロルジメホルム(ISO)、クロロベンジレート(ISO)、DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス(パラ-クロロフェニル)エタン)、ディルドリン(ISO、INN)、4・6-ジニトロ-オルト-クレゾール(DNOC(ISO))及びその塩、ジノセブ(ISO)並びにその塩及びエステル、 <u>二臭化エチレン(ISO)</u> (1・2-ジプロモエタン)、 <u>二塩化エチレン(ISO)</u> (1・2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド(ISO)、ヘキサクロロベンゼン(ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)、水銀化合物、メタミドホス(ISO)、モノクロトホス(ISO)、オキシラン(エチレンオキシド)、パラチオン(ISO)、パラチオンメチル(ISO)(メチルパラチオン)、 <u>ペンタクロロフェノール(ISO)並びにその塩及びエステル、ホスファミドン(ISO)、2・4・5-T(ISO)(2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸)並びにその塩及びエステル並びにトリブチルすず化合物</u> 第3808.50号には、ベノミル(ISO)、カルボフラン(ISO)及びチラム(ISO)の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。				

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第3808.59号には、ペノミル(ISO)、カルボフラン(ISO)及びチラム(ISO)の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。									
2 第3808.61号から第3808.69号までには、アルファーン				[新規]					
ペルメトリン(ISO)、ベンジオカルブ(ISO)、ピフェントリン(ISO)、クロルフェナビル(ISO)、シフルトリン(ISO)、デルタメトリン(INN、ISO)、エトフェンプロックス(INN)、フェニトロチオン(ISO)、ラムダーシハロトリン(ISO)、マラチオン(ISO)、ピリミホスメチル(ISO)又はプロポキスル(ISO)を含有する第38.08項の物品のみを含む。									
3 第3824.81号から第3824.88号までには、次の物品の一				[新規]					
以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。									
オキシラン(エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)、トリス(2・3-ジプロモプロピル)ホスフェート、アルドリン(ISO)、カンフェクロル(ISO)(トキサフェン)、クロルデン(ISO)、クロルデコン(ISO)、DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス(パラクロロフェニル)エタン)、ディルドリン(ISO、INN)、エンドスルフアン(ISO)、エンドリン(ISO)、ヘプタクロル(ISO)、マイレックス(ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロシクロヘキサン(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む)、ペンタクロロベンゼン(ISO)、ヘキサクロロベンゼン(ISO)、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホンフルオリド並びにテトラプロモジフェニルエーテル、ペンタプロモジフェニルエーテル、ヘキサプロモジフェニルエーテル、ヘプタプロモジフェニルエーテル及びオクタプロモジフェニルエーテル									
4 [略]				2 [同左]					
38.01		[略]			38.01		[同左]		
38.07					38.07				
38.08		殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品(小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの(例えば、硫黄を含ませた帯、芯及びろうそく並びにはえ取り紙)に限る。)			38.08		殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品(小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの(例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙)に限る。)		
3808.52	000	4	この類の号注1の物品 -- DDT(ISO)(クロフェノタン(INN))を含有するもの(正味重量が300グラム以下の包装にしたものに限る。)	KG	3808.50	000	6	この類の号注1の物品	KG
3808.59	000	4	-- その他のもの	KG					
3808.61	000	2	この類の号注2の物品 -- 正味重量が300グラム以下の包装にしたもの	KG				[新規]	
3808.62	000	1	-- 正味重量が300グラムを超え7.5キログラム以下の包装にしたもの	KG					
3808.69	000	1	-- その他のもの	KG				[同左]	
			[略]						

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
3808.91 ゝ 3808.99 38.09 ゝ 38.11 38.12		[略]			3808.91 ゝ 3808.99 38.09 ゝ 38.11 38.12		[同左]		
3812.10 3812.20		調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤(他の項に該当するものを除く。)及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤			3812.10 3812.20		[同左]		
3812.31	000 3	一ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤		KG	3812.30	000 4	一ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤		KG
3812.39	000 2	一2・2・4-トリメチル-1・2-ジヒドロキノリン(TMQ)のオリゴマーの混合物		KG					
3813 ゝ 38.23 38.24		一その他のもの		KG	38.13 ゝ 38.23 38.24		[同左]		
3824.10 ゝ 3824.79		調製した老化防止剤その他の複合した安定剤			3824.10 ゝ 3824.79		[同左]		
3824.81 ゝ 3824.83 3824.84	000 3	一この類の号注3の物品			3824.81 ゝ 3824.83 3824.84		一オキシラン(エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)又はトリス(2・3-ジブロモプロピル)ホスフェートを含有する混合物及び調製品		
		[略]					[同左]		
		一アルドリン(ISO)、カンフェクロル(ISO)(トキサフェン)、クロルデン(ISO)、クロルデコン(ISO)、DDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス(パラクロロフェニル)エタン)、ディルドリン(ISO、INN)、エンドスルフアン(ISO)、エンドリン(ISO)、ヘプタクロル(ISO)又はマイレックス(ISO)を含有するもの		KG			[新規]		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
3824.85	000	2	1	KG			[新規]		
3824.86	000	1	1	KG			[新規]		
3824.87	000	0	1	KG			[新規]		
3824.88	000	6	1	KG			[新規]		
3824.91	000	3	1	KG	3824.90	100	6	NO	KG
						900	1		KG
3824.99	010	5	NO	KG					
	090	1		KG					
38.25					38.25				
38.26					38.26				

[略]  
第39類 プラスチック及びその製品

注

1 [略]

2 この類には、次の物品を含まない。

(a)～(y) [略]

(z) 第96類の物品(例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン、シャープペンシル並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品)

3～11 [略]

号注

1 この類の各項において重合体(共重合体を含む。)及び化学的に変性させた重合体は、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 一連の号中に「その他のもの」を定める号がある場合は、次に定めるところによる。

[同左]  
第39類 プラスチック及びその製品

注

1 [同左]

2 この類には、次の物品を含まない。

(a)～(y) [同左]

(z) 第96類の物品(例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン並びにシャープペンシル)

3～11 [同左]

号注

1 この類の各項において重合体(共重合体を含む。)及び化学的に変性させた重合体は、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 一連の号中に「その他のもの」を定める号がある場合は、次に定めるところによる。

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
(1) [略]					(1) [同左]				
(2) 第3901.30号、第3901.40号、第3903.20号、第3903.30号又は第3904.30号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するモノマーユニットが全重量の95%以上を占める場合に限り、それらの号に属する。					(2) 第3901.30号、第3903.20号、第3903.30号又は第3904.30号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するモノマーユニットが全重量の95%以上を占める場合に限り、それらの号に属する。				
(3)及び(4) [略]					(3)及び(4) [同左]				
(b) [略]					(b) [同左]				
2 [略]					2 [同左]				
39.01		[略] エチレンの重合体(一次製品に限る。)			39.01		[同左] エチレンの重合体(一次製品に限る。)		
3901.10 }		[略]			3901.10 }		[同左]		
3901.30 3901.40	100	0 ---比重が0.94未満のエチレン-ア ルファーオレフィン共重合体 ---塊(不規則な形のものに限 る。)、粉(モールドイングパウ ダーを含む。)、粒、フレーク その他これらに類する形状の もの		KG	3901.30		[新規]		
3901.90	900	2 ---その他のもの		KG	3901.90		[同左]		
39.02 }		[略]			39.02 }		[同左]		
39.06 39.07		ポリアセタールその他のポリエー テル、エポキシ樹脂及びポリカー ボネート、アルキド樹脂、ポリア リルエステルその他のポリエステル (一次製品に限る。)			39.06 39.07		ポリアセタールその他のポリエー テル、エポキシ樹脂及びポリカー ボネート、アルキド樹脂、ポリア リルエステルその他のポリエステ ル(一次製品に限る。)		
3907.10 }		[略]			3907.10 }		[同左]		
3907.50		---ポリ(エチレンテレフタレート) ---粘度数が1グラムにつき78ミ リリットル以上のもの			3907.50 3907.60		---ポリ(エチレンテレフタレート) ---塊(不規則な形のものに限 る。)、粉(モールドイングパウ ダーを含む。)、粒、フレーク その他これらに類する形状の もの		KG
3907.61	100	2 ---塊(不規則な形のものに限 る。)、粉(モールドイングパ ウダーを含む。)、粒、フレ ークその他これらに類する 形状のもの		KG		100	3 ---塊(不規則な形のものに限 る。)、粉(モールドイングパウ ダーを含む。)、粒、フレーク その他これらに類する形状の もの		KG
3907.69	900	4 ---その他のもの ---その他のもの		KG		900	5 ---その他のもの		KG
3907.70 }	100	1 ---塊(不規則な形のものに限 る。)、粉(モールドイングパ ウダーを含む。)、粒、フレ ークその他これらに類する 形状のもの		KG	3907.70 }		[同左]		
3907.99 39.08	900	3 ---その他のもの		KG	3907.99 39.08		[同左]		
		[略]					[同左]		
		[略]					[同左]		

新(2017年)					旧(2016年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
39.09		アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン(一次製品に限る。)			39.09		アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン(一次製品に限る。)		
3909.10		[略]			3909.10		[同左]		
3909.20		[略]			3909.20		[同左]		
3909.31	000	5 ーその他のアミノ樹脂		KG	3909.30	100	1 ーその他のアミノ樹脂		KG
		ーポリ(メチレンフェニルイソシアナート)(粗MDI又はポリメリックMDI)				900	3 ーポリメチレンポリフェニルポリイソシアナート		
3909.39	000	4 ーその他のもの		KG					KG
3909.40		[略]			3909.40		[同左]		
3909.50		[略]			3909.50		[同左]		
39.10		[略]			39.10		[同左]		
39.26		[略]			39.26		[同左]		
[略]					[同左]				
40.01		[略]			40.01		[同左]		
40.10		[略]			40.10		[同左]		
40.11		ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)			40.11		ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)		
4011.10		[略]			4011.10		[同左]		
4011.50		[削除]			4011.50		ーその他のもの(杉綾模様その他これに類する模様となるトレッドを有するものに限る。)		
					4011.61	000	2 ー農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	NO	KG
					4011.62	000	1 ー建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	NO	KG
					4011.63	000	0 ー建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	NO	KG
					4011.69	000	1 ーその他のもの	NO	KG
4011.70	000	0 ー農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	NO	KG			[新規]		
4011.80	000	4 ー建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	NO	KG			[新規]		
4011.90	000	1 ーその他のもの	NO	KG			ーその他のもの		
					4011.92	000	6 ー農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	NO	KG
					4011.93	000	5 ー建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	NO	KG
					4011.94	000	4 ー建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	NO	KG
					4011.99	000	6 ーその他のもの	NO	KG

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
40.12 ゝ 40.17		[略]			40.12 ゝ 40.17		[同左]		
[略]				[同左]					
第44類 木材及びその製品並びに木炭				第44類 木材及びその製品並びに木炭					
注				注					
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。					
(a)～(p) [略]				(a)～(p) [同左]					
(q) 第96類の物品(例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン、鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品。第96.03項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。)				(q) 第96類の物品(例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン並びに鉛筆。第96.03項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。)					
(r) [略]				(r) [同左]					
2～6 [略]				2～6 [同左]					
号注				号注					
1 [略]				1 [同左]					
[削除]				2 第4403.41号から第4403.49号まで、第4407.21号から第4407.29号まで、第4408.31号から第4408.39号まで及び第4412.31号の各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。 アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドウバ、マホガニー、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メン克蘭、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルバウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチエ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック(かりん)、バルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルバラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シボ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、バイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ					
44.01		のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材			44.01		のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材		
		－薪材					－薪材		
4401.11	000	0		MT	4401.10	000	1		MT
4401.12	000	6		MT					
		[略]							[同左]
4401.21		[略]			4401.21				[同左]
4401.22		[略]			4401.22				[同左]

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
4401.31		一のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。)			4401.31		一のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)		
4401.39		[略]			4401.39		[同左]		
4401.40	000	6		MT			[新規]		
44.02		[略]			44.02		[同左]		
44.03		木材(粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いてあるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)			44.03		木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいてあるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)		
		ーペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの			4403.10	000	4		CM
4403.11	000	3		CM					
4403.12	000	2		CM					
		ーその他のもの(針葉樹のものに限る。)			4403.20				
4403.21	000	0		CM		010	4		CM
		ー松(マツ属のもの)のもの(横断面の最大寸法が15センチメートル以上のものに限る。)				020	0		CM
4403.22	000	6		CM		030	3		CM
		ー松(マツ属のもの)のその他のもの				090	0		CM
4403.23	000	5		CM					
		ーもみ(モミ属のもの)又はとうひ(トウヒ属のもの)のもの(横断面の最大寸法が15センチメートル以上のものに限る。)							
4403.24	000	4		CM					
		ーもみ(モミ属のもの)又はとうひ(トウヒ属のもの)のその他のもの							
4403.25		ーその他のもの(横断面の最大寸法が15センチメートル以上のものに限る。)							
	010	6		CM					
	020	2		CM					
	030	5		CM					
	090	2		CM					
4403.26		ーその他のもの							
	010	5		CM					
	020	1		CM					
	030	4		CM					
	090	1		CM					
		ーその他のもの(熱帯産木材のものに限る。)							
4403.41		[略]			4403.41				
4403.49		[略]			4403.49				
		ーその他のもの							
4403.91		[略]			4403.91				
4403.93	000	5		CM	4403.92	000	6		CM
		ービーチ(ブナ属のもの)のもの(横断面の最大寸法が15センチメートル以上のものに限る。)							



新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4403.94	000	4	---	ビーチ(ブナ属のもの)のその 他のもの					
4403.95	000	3	---	かば(カバノキ属のもの)のも の(横断面の最大寸法が15セ ンチメートル以上のものに限 る。)			[新規]		
4403.96	000	2	---	かば(カバノキ属のもの)のそ 他のもの			[新規]		
4403.97	000	1	---	ポプラ又はアスペン(ヤマナラ シ属のもの)のもの			[新規]		
4403.98	000	0	---	ユーカリ(ユーカリ属のもの) のもの			[新規]		
4403.99				[略]	4403.99		[同左]		
44.04				[略]	44.04		[同左]		
44.05				[略]	44.05		[同左]		
44.06				木製の鉄道用又は軌道用の枕木	44.06		木製の鉄道用又は軌道用のまくら 木		
4406.11	000	4	---	染み込ませてないもの	4406.10	000	5	---	染み込ませてないもの
4406.12	000	3	---	針葉樹のもの					CM
				針葉樹以外のもの					CM
				その他のもの	4406.90	000	2	---	その他のもの
4406.91	000	1	---	針葉樹のもの					CM
4406.92	000	0	---	針葉樹以外のもの					CM
44.07				木材(縦にひき若しくは割り、平削 りし又は丸剥ぎしたもので、厚さ が6ミリメートルを超えるものに 限るものとし、かんながけし、や すりがけし又は縦継ぎしたもので あるかないかを問わない。)	44.07			木材(縦にひき若しくは割り、平削 りし又は丸剥ぎしたもので、厚さ が6ミリメートルを超えるものに 限るものとし、かんながけし、や すりがけし又は縦継ぎしたもので あるかないかを問わない。)	
				針葉樹のもの	4407.10			針葉樹のもの	
4407.11	000	2	---	松(マツ属のもの)のもの		010	6	---	すぎ属のもの
4407.12	000	1	---	もみ(モミ属のもの)又はとう ひ(トウヒ属のもの)のもの		020	2	---	ひのき属のもの
				その他のもの		030	5	---	からまつ属のもの
4407.19				スギ属のもの		090	2	---	その他のもの
	010	4	---	ヒノキ属のもの					CM
	020	0	---	カラマツ属のもの					CM
	030	3	---	その他のもの					CM
	090	0	---	熱帯産木材のもの					CM
4407.21				[略]	4407.21			[同左]	
4407.29				その他のもの	4407.29			その他のもの	
4407.91				[略]	4407.91			[同左]	
4407.95					4407.95				
4407.96	000	1	---	かば(カバノキ属のもの)のも の				[新規]	

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4407.97	000	0		CM			[新規]		
		シ属のもの)のもの							
4407.99		200	2	CM	4407.99		200	2	CM
		---その他のもの					---		
		---せんのもの					300	4	CM
		[削除]					900	2	CM
44.08		900	2	CM	44.08		900	2	CM
		----その他のもの					---		
		化粧ばり用単板(積層木材を平削り することにより得られるものを含 む。)、合板用単板、これらに類す る積層木材用単板及びその他の縦 にひき、平削りし又は丸剥ぎした 木材(厚さが6ミリメートル以下の ものに限るものとし、かんながけ し、やすりがけし、はぎ合わせを し又は縦継ぎしたものであるかな いかを問わない。)					化粧ばり用単板(積層木材を平削り することにより得られるものを含 む。)、合板用単板、これらに類す る積層木材用単板及びその他の縦 にひき、平削りし又は丸はぎした 木材(厚さが6ミリメートル以下の ものに限るものとし、かんながけ し、やすりがけし、はぎ合わせを し又は縦継ぎしたものであるかな いかを問わない。)		
4408.10		[略]			4408.10		[同左]		
		一熱帯産木材のもの					一熱帯産木材(この類の号注2の ものに限る。)のもの		
4408.31		[略]			4408.31		[同左]		
4408.39		[略]			4408.39		[同左]		
4408.90		[略]			4408.90		[同左]		
44.09					44.09				
		さねはぎ加工、溝付けその他これ らに類する加工をいずれかの縁、 端又は面に沿って連続的に施した 木材(寄せ木床用のストリップ又は フリーズで組み立ててないものを 含むものとし、かんながけし、や すりがけし又は縦継ぎしたもので あるかないかを問わない。)					さねはぎ加工、溝付けその他これ らに類する加工をいずれかの縁、 端又は面に沿って連続的に施した 木材(寄せ木床用のストリップ又は フリーズで組み立ててないものを 含むものとし、かんながけし、や すりがけし又は縦継ぎしたもので あるかないかを問わない。)		
4409.10		[略]			4409.10		[同左]		
		一針葉樹以外のもの					一針葉樹以外のもの		
4409.21		[略]			4409.21		[同左]		
4409.22	000	1		CM	4409.22		[新規]		
		---熱帯産木材のもの					[同左]		
4409.29		[略]			4409.29		[同左]		
44.10		[略]			44.10		[同左]		
44.11		[略]			44.11		[同左]		
44.12					44.12				
		合板、ベニヤドパネルその他これ らに類する積層木材					合板、ベニヤドパネルその他これ らに類する積層木材		
4412.10		[略]			4412.10		[同左]		
		一その他の合板(木材(竹製のもの を除く。)の単板のみから成るも ので各単板の厚さが6ミリメー トル以下のものに限る。)					一その他の合板(木材(竹製のもの を除く。)の単板のみから成るも ので各単板の厚さが6ミリメー トル以下のものに限る。)		
4412.31	000	0	CM	SM	4412.31	000	0	CM	SM
		一少なくとも一の外面の単板が 熱帯産木材のもの					一少なくとも一の外面の単板が 熱帯産木材(この類の号注2の ものに限る。)のもの		

統計品目 番号	N A C C S 用	新(2017年)		旧(2016年)					
		品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4412.33		---その他のもの(少なくとも一の 外面の単板が針葉樹以外のう ちはんの木(ハンノキ属のもの)、 とねりこ(トネリコ属のもの)、 ビーチ(ブナ属のもの)、 かば(カバノキ属のもの)、桜 (サクラ属のもの)、くり(カス タネア属のもの)、にれ(ニレ 属のもの)、ユーカリ(ユーカ リ属のもの)、ヒッコリー(ペ カン属のもの)、栃の木(トチ ノキ属のもの)、しなの木(シ ナノキ属のもの)、かえで(カ エデ属のもの)、オーク(コナ ラ属のもの)、プラタナス(ス ズカケノキ属のもの)、ポプラ 若しくはアスペン(ヤマナラシ 属のもの)、はりえんじゆ(ハ リエンジュ属のもの)、ゆりの 木(ユリノキ属のもの)又はウ オルナット(クルミ属のもの) のものに限る。)			4412.32		---その他のもの(少なくとも一の 外面の単板が針葉樹以外のも のに限る。)		
	100	0	CM	SM	100	1	---ワニス塗装、プリント、溝 付け、オーバーレイその他 これらに類する表面加工を したもの	CM	SM
					900	3	---その他のもの	CM	SM
	900	2	CM	SM					
4412.34		---その他のもの(少なくとも一の 外面の単板が針葉樹以外のも のに限るものとし、第 4412.33号のものを除く。)							
	100	6	CM	SM					
	900	1	CM	SM					
4412.39		---その他のもの(いずれの外面の 単板も針葉樹のものに限る。)			4412.39		---その他のもの		
	100	1	CM	SM	100	1	---ワニス塗装、プリント、溝 付け、オーバーレイその他 これらに類する表面加工を したもの	CM	SM
	900	3	CM	SM	900	3	---その他のもの	CM	SM
4412.94		[略]			4412.94		[同左]		
4412.99		[略]			4412.99		[同左]		
44.13		[略]			44.13		[同左]		
44.17		[略]			44.17		[同左]		
44.18		木製建具及び建築用木工品(セルラ ーウッドパネル、組み合わせた床 用パネル及びこけら板を含む。)			44.18		木製建具及び建築用木工品(セルラ ーウッドパネル、組み合わせた床 用パネル及びこけら板を含む。)		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
4418.10 ゝ 4418.60		[略]			4418.10 ゝ 4418.60		[同左]		
4418.73	000 2	一組み合わせた床用パネル --竹製のものと及び少なくとも最上層(摩耗層)が竹製のもの		KG			一組み合わせた床用パネル [新規]		
4418.74	000 1	--その他のもの(モザイク状の床用のものに限る。)		KG	4418.71	000 4	--モザイク状の床用のもの		KG
4418.75	000 0	--その他のもの(多層のものに限る。)		KG	4418.72	000 3	--その他のもの(多層のものに限る。)		KG
4418.79		[略]			4418.79		[同左]		
4418.91	000 5	--その他のもの		KG	4418.90	000 6	--その他のもの		KG
4418.99	000 4	--その他のもの		KG					
44.19		木製の食卓用品及び台所用品 --竹製のもの			44.19				
4419.11		--製パン用の板、まな板その他これらに類する板			4419.00		木製の食卓用品及び台所用品		
	010 2	----漆塗りのもの		KG		100 5	--漆塗りのもの		KG
	090 5	----その他のもの		KG		900 0	--その他のもの		KG
4419.12		--管							
	010 1	----漆塗りのもの		KG					
	090 4	----その他のもの		KG					
4419.19		--その他のもの							
	010 1	----漆塗りのもの		KG					
	090 4	----その他のもの		KG					
4419.90		--その他のもの							
	010 0	--漆塗りのもの		KG					
	090 3	--その他のもの		KG					
44.20		[略]			44.20		[同左]		
44.21		その他の木製品			44.21		その他の木製品		
4421.10		[略]			4421.10		[同左]		
		--その他のもの			4421.90	000 0	--その他のもの		KG
4421.91	000 6	--竹製のもの		KG					
4421.99	000 5	--その他のもの		KG					

[略] [同左]  
**第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品** **第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品**  
注 注

1～3 [略] 1～3 [同左]  
4 この類において「新聞用紙」には、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙(サイジングしてないものと及び軽くサイジングしたのものに限る。)であつて、機械木材パルプ又はケミグラント木材パルプの含有量が全繊維重量の50%以上で、パーカープリントサーフ(クランプ圧1メガパスカル)による各面の平滑度が2.5マイクロメートル(ミクロン)を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるものうち、(a)幅が28センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び(b)折り畳んでない状態において一辺の長さが28センチメートルを超え、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形(正方形を含む。)のシート状のもののみを含む。  
4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙(サイジングしてないものと及び軽くサイジングしたのものに限る。)であつて、機械木材パルプ又はケミグラント木材パルプの含有量が全繊維重量の50%以上で、パーカープリントサーフ(クランプ圧1メガパスカル)による各面の平滑度が2.5マイクロメートル(ミクロン)を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるものをいう。

5～7 [略]

5～7 [同左]

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8		第48.03項から第48.09項までには、紙、板紙、セルロースウオッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。 (a)及び(b) [略]			8		第48.01項及び第48.03項から第48.09項までには、紙、板紙、セルロースウオッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。 (a)及び(b) [同左]		
9～12		[略]			9～12		[同左]		
号注		[略]			号注		[同左]		
[略]		[略]			[同左]		[同左]		
54.01		[略]			54.01		[同左]		
54.02		合成繊維の長繊維の糸(67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。) 一強力糸(ナイロンその他のポリアミドのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。)			54.02		合成繊維の長繊維の糸(67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。) 一強力糸(ナイロンその他のポリアミドのものに限る。)		
5402.11		[略]			5402.11		[同左]		
5402.19		[略]			5402.19		[同左]		
5402.20	000	5 一強力糸(ポリエステルのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。)	KG		5402.20	000	5 一強力糸(ポリエステルのものに限る。)	KG	
5402.31		[略]			5402.31		[同左]		
5402.39		[略]			5402.39		[同左]		
5402.44		一その他の単糸(より数が1メートルにつき50以下のものに限る。)			5402.44		一その他の単糸(より数が1メートルにつき50以下のものに限る。)		
5402.48		[略]			5402.48		[同左]		
5402.49		一その他のもの			5402.49		一その他のもの		
	300	3 一アクリルのもの	KG			100	6 一ビニロンのもの	KG	
	400	5 一ポリウレタンのもの	KG			300	3 一アクリルのもの	KG	
	900	1 一その他のもの	KG			400	5 一ポリウレタンのもの	KG	
		一その他の単糸(より数が1メートルにつき50を超えるものに限る。)				900	1 一その他のもの	KG	
5402.51		[略]			5402.51		[同左]		
5402.52		[略]			5402.52		[同左]		
5402.53	000	0 一ポリプロピレンのもの	KG				[新規]		
5402.59	000	1 一その他のもの	KG		5402.59		一その他のもの		
		一その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン				100	3 一ビニロンのもの	KG	
5402.61		[略]				900	5 一その他のもの	KG	
5402.62		[略]			5402.61		一その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン		
5402.63	000	4 一ポリプロピレンのもの	KG		5402.62		[同左]		
5402.69	000	5 一その他のもの	KG				[新規]		
					5402.69		一その他のもの		
						100	0 一ビニロンのもの	KG	
						900	2 一その他のもの	KG	

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
54.03 ∧ 54.08 [略]		[略]			54.03 ∧ 54.08 [同左]		[同左]		
55.01 55.02 5502.10 5502.90 55.03 ∧ 55.05 55.06 5506.10 ∧ 5506.30 5506.40 5506.90 55.07 ∧ 55.16 [略]	000 4 000 1 000 1 000 1 000 1 000 1 000 1 000 1	[略] 再生繊維又は半合成繊維の長繊維 のトウ ーアセテートのもの ーその他のもの [略] 合成繊維の短繊維(カード、コム その他の紡績準備の処理をしたも のに限る。) [略] ーポリプロピレンのもの [略] [略]		KG KG KG	55.01 55.02 5502.00 55.03 ∧ 55.05 55.06 5506.10 ∧ 5506.30 5506.90 55.07 ∧ 55.16 [同左]		[同左] 再生繊維又は半合成繊維の長繊維 のトウ [同左] 合成繊維の短繊維(カード、コム その他の紡績準備の処理をしたも のに限る。) [同左] [新規] [同左] [同左]		KG KG
56.01 5601.21 ∧ 5601.29 5601.30 56.02 ∧ 56.09 [略]		紡織用繊維のウォッディング及び その製品並びに長さか5ミリメ ートル以下の紡織用繊維(フロック)、 紡織用繊維のダスト及びミルネッ プ ー紡織用繊維のウォッディング及 びその製品 [略] [略] [略]			56.01 5601.21 ∧ 5601.29 5601.30 56.02 ∧ 56.09 [同左]		紡織用繊維のウォッディング及び その製品並びに長さか5ミリメ ートル以下の紡織用繊維(フロック)、 紡織用繊維のダスト及びミルネッ プ ーその他のウォッディング製品及 びウォッディング [同左] [同左] [同左]		
57.01 ∧ 57.03 57.04 5704.10 5704.20 5704.90 57.05 [略]	000 3 000 3	[略] じゅうたんその他の紡織用繊維の 床用敷物(フェルト製のものに限る ものとし、製品にしたものである かないかを問わず、タフトし又は フロック加工をしたものを除く。) [略] ータイル(表面積が0.3平方メー トルを超え1平方メートル以下の ものに限る。) [略] [略]	SM	KG	57.01 ∧ 57.03 57.04 5704.10 5704.90 57.05 [同左]		[同左] じゅうたんその他の紡織用繊維の 床用敷物(フェルト製のものに限る ものとし、製品にしたものである かないかを問わず、タフトし又は フロック加工をしたものを除く。) [同左] [新規] [同左] [同左]		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
<b>第60類 メリヤス編物及びクロセ編物</b>				<b>第60類 メリヤス編物及びクロセ編物</b>					
注 [略]				注 [同左]					
号注 1 第6005.35号には、ポリエチレンの単繊維又はポリエ				号注 [新規]					
テルのマルチフィラメントの編物で、重量が1平方メートル				1 第6005.35号には、ポリエチレンの単繊維又はポリエ					
につき30グラム以上55グラム以下、網目が1平方センチメ				テルのマルチフィラメントの編物で、重量が1平方メートル					
ートルにつき20穴以上100穴以下であり、アルファーシペ				につき30グラム以上55グラム以下、網目が1平方センチメ					
ルメトリン(ISO)、クロルフェナピル(ISO)、デルタメトリ				ートルにつき20穴以上100穴以下であり、アルファーシペ					
ン(INN、ISO)、ラムダーシハロトリン(ISO)、ベルメトリ				ルメトリン(ISO)、クロルフェナピル(ISO)、デルタメトリ					
ン(ISO)又はピリミホスメチル(ISO)を染み込ませ又は塗布				ン(INN、ISO)、ラムダーシハロトリン(ISO)、ベルメトリ					
したものを含む。				ン(ISO)又はピリミホスメチル(ISO)を染み込ませ又は塗布					
したものを含む。				したものを含む。					
60.01		[略]			60.01		[同左]		
60.04					60.04				
60.05		たてメリヤス編物(ガルーンメリヤ			60.05		たてメリヤス編物(ガルーンメリヤ		
		ス機により編んだものを含むもの					ス機により編んだものを含むもの		
		とし、第60.01項から第60.04項ま					とし、第60.01項から第60.04項ま		
		でのものを除く。)					でのものを除く。)		
6005.21		[略]			6005.21		[同左]		
6005.24		[略]			6005.24		[同左]		
		—合成繊維製のもの					—合成繊維製のもの		
		[削除]			6005.31	000 6	—漂白してないもの及び漂白し	SM	KG
		[削除]					たもの		
		[削除]			6005.32	000 5	—浸染したもの	SM	KG
		[削除]			6005.33	000 4	—異なる色の糸から成るもの	SM	KG
		[削除]			6005.34	000 3	—なせんしたもの	SM	KG
6005.35	000 2	—この類の号注1の編物	SM	KG			[新規]		
6005.36	000 1	—その他のもの(漂白してないも	SM	KG			[新規]		
		の及び漂白したものに限る。)							
6005.37	000 0	—その他のもの(浸染したものに	SM	KG			[新規]		
		限る。)							
6005.38	000 6	—その他のもの(異なる色の糸か	SM	KG			[新規]		
		ら成るものに限る。)							
6005.39	000 5	—その他のもの(なせんしたも	SM	KG			[新規]		
		に限る。)							
6005.41		[略]			6005.41		[同左]		
6005.90		[略]			6005.90		[同左]		
60.06		[略]			60.06		[同左]		
		[略]							
		[略]							
<b>第63類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、</b>				<b>第63類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、</b>					
<b>紡織用繊維の中古の物品及びぼろ</b>				<b>紡織用繊維の中古の物品及びぼろ</b>					
注 [略]				注 [同左]					
号注				号注 [新規]					
1 第6304.20号には、アルファーシベルメトリン(ISO)、ク				1 第6304.20号には、アルファーシベルメトリン(ISO)、ク					
ロルフェナピル(ISO)、デルタメトリン(INN、ISO)、ラム				ロルフェナピル(ISO)、デルタメトリン(INN、ISO)、ラム					
ダーシハロトリン(ISO)、ベルメトリン(ISO)又はピリミホ				ダーシハロトリン(ISO)、ベルメトリン(ISO)又はピリミホ					
スメチル(ISO)を染み込ませ又は塗布したたてメリヤス編				スメチル(ISO)を染み込ませ又は塗布したたてメリヤス編					
物から製造した物品を含む。				物から製造した物品を含む。					

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
63.01 ゝ 63.03 63.04		[略] [略] その他の室内用品(第94.04項のものを除く。)			63.01 ゝ 63.03 63.04		[同左] [同左] その他の室内用品(第94.04項のものを除く。)		
6304.11 6304.19 6304.20	000 0	[略] [略] 一蚊帳(この類の号注1の物品に限る。)		KG	6304.11 6304.19		[同左] [同左] [新規]		
6304.91 ゝ 6304.99 63.05 ゝ 63.10		[略] [略] [略]			6304.91 ゝ 6304.99 63.05 ゝ 63.10		[同左] [同左] [同左]		
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
第68類		石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品			第68類		石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品		
注					注				
1		この類には、次の物品を含まない。 (a)～(l) [略] (m) 第96.02項の物品で第96類の注2(b)に掲げる材料から製造したもの、第96.06項の物品(例えば、ボタン)、第96.09項の物品(例えば、石筆)、第96.10項の物品(例えば、石盤)及び第96.20項の物品(一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品)			1		この類には、次の物品を含まない。 (a)～(l) [同左] (m) 第96.02項の物品で第96類の注2(b)に掲げる材料から製造したもの、第96.06項の物品(例えば、ボタン)、第96.09項の物品(例えば、石筆)及び第96.10項の物品(例えば、石盤)		
(n)		[略]			(n)		[同左]		
2		[略]			2		[同左]		
[略]					[同左]				
69.01 ゝ 69.06 69.07		[略] [略] 陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル、陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。)並びに仕上げ用の陶磁製品			69.01 ゝ 69.06 69.07		[同左] [同左] 陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものを除く。)並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)		
6907.21		[削除]  一舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(第6907.30号又は第6907.40号のものを除く。) 一吸水率が全重量の0.5%以下のもの			6907.10	000 1	一タイル、キューブその他これらに類する物品(長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。) [新規]	SM	KG



新(2017年)					旧(2016年)				
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
6907.22	1006	---モザイクタイル		SM					
	9001	---その他のもの ---吸水率が全重量の0.5%を超え 10%以下のもの	SM	KG					
6907.23	1005	---モザイクタイル		SM					
	9000	---その他のもの ---吸水率が全重量の10%を超えるもの	SM	KG					
6907.30	1004	---モザイクタイル		SM					
	9006	---その他のもの	SM	KG					
	0002	モザイクキューブその他これに類する物品(第6907.40号のものを除く。)	SM	KG			[新規]		
6907.40	0006	一仕上げ用の陶磁製品 [削除] [削除]	SM	KG			[新規]		
					6907.90	0005	一その他のもの	SM	KG
					69.08		陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものに限る。)並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)		
					6908.10		一タイル、キューブその他これらに類する物品(長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を1辺が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。)		
						1001	---モザイクタイル		SM
						9003	---その他のもの		KG
					6908.90		一その他のもの	SM	
						1005	---モザイクタイル		SM
						9000	---その他のもの	SM	MT
69.09 > 69.14		[略]			69.09 > 69.14		[同左]		

第15部 卑金属及びその製品

注

1 この部には、次の物品を含まない。

(a)～(l) [略]

(m) 手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品その他の第96類の物品(雑品)

(n) [略]

2～8 [略]

[略]

[略]

第74類 銅及びその製品

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)及び(b) [略]

第15部 卑金属及びその製品

注

1 この部には、次の物品を含まない。

(a)～(l) [同左]

(m) 手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先その他の第96類の物品(雑品)

(n) [同左]

2～8 [同左]

[同左]

[同左]

第74類 銅及びその製品

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)及び(b) [同左]

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
(c) 「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金(銅の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りんの含有量が全重量の15%を超えるりん銅は、第28.53項に属する。				(c) 「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金(銅の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りんの含有量が全重量の15%を超えるりん銅は、第28.48項に属する。					
(d)~(h) [略]				(d)~(h) [同左]					
号注 [略]				号注 [同左]					
[略]				[同左]					
第82類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品				第82類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品					
注				注					
1 トーチランプ、可搬式鍛冶炉、フレーム付きグライディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第82.09項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。				1 トーチランプ、可搬式かじり、フレーム付きグライディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第82.09項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。					
(a)~(d) [略]				(a)~(d) [同左]					
2及び3 [略]				2及び3 [同左]					
82.01		[略]		82.01		[同左]			
82.04		手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品(加工機械又はウォータージェット切断機械の附属品及び部分品を除く。)、金敷き、可搬式鍛冶炉並びにフレーム付きグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの		82.04		手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品(加工機械の附属品及び部分品を除く。)、金敷き、可搬式かじり並びにフレーム付きグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの			
82.05				82.05					
8205.10		[略]		8205.10		[同左]			
8205.90		[略]		8205.90		[同左]			
82.06		[略]		82.06		[同左]			
82.15		[略]		82.15		[同左]			
[略]				[同左]					
83.01		[略]		83.01		[同左]			
83.07		卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品(衣類又は衣類附属品、履物、身辺用細貨類、腕時計、書籍、日よけ、革製品、旅行用具、馬具その他の製品に使用する種類のものに限る。)、管リベット、二股リベット、ビーズ及びスパングル		83.07		卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品(衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。)、管リベット、ふたまたりベット、ビーズ及びスパングル			
83.08				83.08					

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8308.10 8308.20	000 3	[略] 一管リベット及び二股リベット		KG	8308.10 8308.20	000 3	[同左] 一管リベット及びふたまたりベ ット		KG
8308.90 83.09 }		[略] [略]			8308.90 83.09 }		[同左] [同左]		
83.11		[略]			83.11		[同左]		
第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品					第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品				
注					注				
1 この部には、次の物品を含まない。					1 この部には、次の物品を含まない。				
(a)～(p) [略]					(a)～(p) [同左]				
(q) タイプライターリボン又はこれに類するリボン(スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものは、第96.12項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。)及び第96.20項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品					(q) タイプライターリボン又はこれに類するリボン(スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものは、第96.12項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。)				
2～5 [略]					2～5 [同左]				
第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品					第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(f) [略]					(a)～(f) [同左]				
(g) 第17部の物品用のラジエーター					[新規]				
(h) [略]					(g) [同左]				
2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。					2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。				
(a)～(d) [略]					(a)～(d) [同左]				
(e) 機械的作業を行う機器(理化学用のものを含む。)で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの					(e) 機械的作業を行う機械類で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの				
[略]					[同左]				
3～8 [略]					3～8 [同左]				
9 (A) 第85類の注9(a)及び9(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオード(LED)を含む。					9 (A) 第85類の注8(a)及び8(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオードを含む。				
(B)～(D) [略]					(B)～(D) [同左]				
号注					号注				
1 第8465.20号において「マシニングセンター」とは、木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械で、加工プログラムに従つてマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法により二以上の加工機能を有する機械をいう。					[新規]				
2 [略]					1 [同左]				

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
3 第8481.20号において「油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁」とは、圧力が加わった流体(液体又は気体)の形で動力源が供給される液圧式又はニューマチック式システムの流体動力伝達装置に特に用いられる弁をいう。これらには種々の型(減圧型、逆止型等)がある。同号は、第84.81項の他のいかなる号にも優先する。				[新規]					
4 [略]				2 [同左]					
84.01		[略]			84.01		[同左]		
84.14					84.14				
84.15		エアコンディショナー(動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。)			84.15		エアコンディショナー(動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。)		
8415.10		一窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの(一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。)			8415.10		一窓又は壁に取り付けるもの(一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。)		
	100	4		NO		100	4		NO
	900	6		NO		900	6		NO
8415.20		[略]			8415.20		[同左]		
8415.90					8415.90				
84.16		[略]			84.16		[同左]		
84.23					84.23				
84.24		噴射用、散布用又は噴霧用の機器(液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。)、消火器(消火剤を充填してあるかないかを問わない。)、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器			84.24		噴射用、散布用又は噴霧用の機器(液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。)、消火器(消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。)、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器		
8424.10	000	5	NO	KG	8424.10	000	5	NO	KG
8424.20		[略]			8424.20		[同左]		
8424.30		[略]			8424.30		[同左]		
8424.41		一農業用又は園芸用の噴霧器					[新規]		
	100	4	NO	KG					
	900	6	NO	KG					
8424.49		一その他のもの							
	100	3	NO	KG					
	900	5	NO	KG					
8424.82		一その他の機器							
	100	5	NO	KG	8424.81	200	1	NO	KG
	900	0	NO	KG		900	1	NO	KG
8424.89		[略]			8424.89		[同左]		
8424.90		[略]			8424.90		[同左]		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
84.25		[略]			84.25		[同左]		
84.26		デリック、クレーン(ケーブルクレーンを含む。)、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリアー及びクレーンを装備した作業トラック			84.26		デリック、クレーン(ケーブルクレーンを含む。)、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリアー及びクレーンを装備した作業トラック		
8426.11		[略]			8426.11		[同左]		
8426.30		[略]			8426.30		[同左]		
8426.41		－その他の機械(自走式のものに限る。)			8426.41		－その他の機械(自走式のものに限る。)		
		－タイヤ付きのもの					－タイヤ付きのもの		
		－ラフテレーンクレーン				100 0	－中古のもの	NO	KG
	210 5	－中古のもの	NO	KG		900 2	－その他のもの	NO	KG
	290 1	－その他のもの	NO	KG					
	900 2	－その他のもの	NO	KG					
8426.49		[略]			8426.49		[同左]		
8426.99		[略]			8426.99		[同左]		
84.27		[略]			84.27		[同左]		
84.31		[略]			84.31		[同左]		
84.32		農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作用のものに限る。)			84.32		農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作用のものに限る。)		
		及び芝生用又は運動場用のローラー					及び芝生用又は運動場用のローラー		
8432.10		[略]			8432.10		[同左]		
8432.29		[略]			8432.29		[同左]		
		－播種機、植付け機及び移植機			8432.30	000 4	は播種機、植付け機及び移植機	NO	KG
8432.31	000 3	－不耕起栽培用の播種機、植付け機及び移植機	NO	KG					
8432.39	000 2	－その他のもの	NO	KG					
		－肥料散布機			8432.40	000 1	－肥料散布機	NO	KG
8432.41	000 0	－堆肥散布機	NO	KG					
8432.42	000 6	－施肥機	NO	KG					
8432.80		[略]			8432.80		[同左]		
8432.90		[略]			8432.90		[同左]		
84.33		[略]			84.33		[同左]		
84.41		[略]			84.41		[同左]		
84.42		プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器(第84.56項から第84.65項までの機械を除く。)、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン			84.42		プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器(第84.56項から第84.65項までの加工機械を除く。)、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8442.30 ゝ 8442.50 84.43 ゝ 84.55 84.56		[略]			8442.30 ゝ 8442.50 84.43 ゝ 84.55 84.56		[同左]		
		[略]					[同左]		
		レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 －レーザーその他の光子ビームによるもの			8456.10	000 4	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 －レーザーその他の光子ビームによるもの	NO	KG
8456.11	000 3	－レーザーによるもの	NO	KG					
8456.12	000 2	－その他の光子ビームによるもの	NO	KG					
		の							
8456.20 8456.30		[略]			8456.20 8456.30		[同左]		
8456.40	000 2	－プラズマアークによるもの	NO	KG			[新規]		
8456.50	000 6	－ウォータージェット切断機械	NO	KG			[新規]		
8456.90 84.57 84.58 84.59		[略]			8456.90 84.57 84.58 84.59		[同左]		
		金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤(ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤(ターニングセンターを含む。)を除く。)					金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤(ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤(ターニングセンターを含む。)を除く。)		
8459.10 ゝ 8459.39		[略]			8459.10 ゝ 8459.39		[同左]		
		－その他の中ぐり盤			8459.40		－その他の中ぐり盤		
8459.41	000 2	－数値制御式のもの	NO	KG		100 5	－数値制御式のもの	NO	KG
8459.49	000 1	－その他のもの	NO	KG		900 0	－その他のもの	NO	KG
		－膝形フライス盤					－ひざ形フライス盤		
8459.51 8459.59		[略]			8459.51 8459.59		[同左]		
		[略]					[同左]		
8459.61 ゝ 8459.70 84.60		[略]			8459.61 ゝ 8459.70 84.60		[同左]		
		研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械(研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。) －平面研削盤					研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械(研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。) －平面研削盤(軸の位置決めが0.01ミリメートル以内の精度でできるものに限る。)		

新(2017年)					旧(2016年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品名	単位		統計品目 番号	N A C C S 用	品名	単位	
			I	II				I	II
8460.12 8460.19	000 1	—数値制御式のもの [略] —その他の研削盤	NO	KG	8460.11 8460.19	000 2	—数値制御式のもの [同左] —その他の研削盤(軸の位置決めが 0.01ミリメートル以内の精度で できるものに限る。)	NO	KG
8460.22	000 5	—芯無し研削盤(数値制御式のも のに限る。)	NO	KG	8460.21	000 6	—数値制御式のもの [新規]	NO	KG
8460.23	000 4	—その他の円筒研削盤(数値制御 式のものに限る。)	NO	KG			[新規]		
8460.24	000 3	—その他のもの(数値制御式のも のに限る。)	NO	KG			[新規]		
8460.29	100 0	—その他のもの —円筒研削盤(芯無し式のもの を除く。)	NO	KG	8460.29	100 0	—その他のもの —円筒研削盤(センターレス式 のものを除く。)	NO	KG
	200 2	—内面研削盤(芯無し式のもの を除く。)	NO	KG		200 2	—内面研削盤(センターレス式 のものを除く。)	NO	KG
	300 4	—芯無し研削盤	NO	KG		300 4	—センターレス式研削盤	NO	KG
	900 2	—その他のもの [略]	NO	KG		900 2	—その他のもの [同左]	NO	KG
8460.31 8460.90 84.61 84.64 84.65		木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬 質プラスチックその他これらに類 する硬質物の加工機械(くぎ打ち 用、またくぎ打ち用、接着用その 他の組立て用のものを含む。)			8460.31 8460.90 84.61 84.64 84.65		[同左]		
8465.10 8465.20	000 4	—マシニングセンター [略]	NO	KG	8465.10		[同左] [新規] [同左]		
8465.91 8465.99 84.66		第84.56項から第84.65項までの機 械に専ら又は主として使用する部 分品及び附属品(工作物保持具、ツ ールホルダー、自動開きダイヘッ ド、割出台その他機械用の特殊な 附属装置を含む。)並びに手持工具 用ツールホルダー			8465.91 8465.99 84.66		[同左]		
8466.10 8466.20 8466.30		[略] [略] —割出台その他の特殊な附属装置 (機械用のものに限る。)			8466.10 8466.20 8466.30		[同左] [同左] —割出台その他の特殊な附属装置 (加工機械用のものに限る。)		
	100 1	—第84.56項から第84.63項まで の機械に使用するもの		KG	100 1		—第84.56項から第84.63項まで の機械に使用するもの		KG
	400 0	—第84.64項又は第84.65項の機 械に使用するもの		KG	400 0		—第84.64項又は第84.65項の機 械に使用するもの		KG

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8466.91 ) 8466.94 84.67 84.68		[略] [略] [略] [略] [削除]			8466.91 ) 8466.94 84.67 84.68 84.69 8469.00		[同左] [同左] [同左] [同左] タイプライター(第84.43項のプリンターを除く。)及びワードプロセッサ		
84.70 ) 84.72 84.73		[略] 第84.70項から第84.72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。) [削除]			84.70 ) 84.72 84.73 8473.10		[同左] 第84.69項から第84.72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。) 第84.69項の機械の部分品及び附属品 [同左]		NO
8473.21 ) 8473.40 8473.50	000 0	[略] [略] 第84.70項から第84.72項までの二以上の項の機械に共通して使用する部分品及び附属品		KG	8473.21 ) 8473.40 8473.50		[同左] [同左] 第84.69項から第84.72項までの二以上の項の機械に共通して使用する部分品及び附属品		KG
84.74 ) 84.87		[略]			84.74 ) 84.87		[同左]		
<b>第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</b>				<b>第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</b>					
注 1及び2 [略] 3 第85.07項の「蓄電池」には、エネルギーを蓄積及び供給する蓄電池の機能に貢献し又は蓄電池を損傷から保護する補助部品(例えば、接続子、温度制御装置(サーミスター等)及び回路保護装置)とともに提示するものを含むものとし、また、蓄電池が使用される物品の保護ハウジングの一部を取り付けたものを含む。				注 1及び2 [同左] [新規]					
4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略] 8 [略]					3 [同左] 4 [同左] 5 [同左] 6 [同左] 7 [同左]				
9 第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) [略] (b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。 (i)～(iii) [略]				9 第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) [同左] (b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。 (i)～(iii) [同左]					



新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
(iv)		マルチコンポーネント集積回路(MCO)(一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント(シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第85.32項、第85.33項若しくは第85.41項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第85.04項に属するインダクター)とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板(PCB)その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの)							[新規]
		この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。							
		1 「コンポーネント」は、個別部品であるか、独立して製造された後にMCOの土台の上に組み立てられているか又は他のコンポーネントに組み込まれているかを問わない。							
		2 「シリコンベース」とは、シリコン基板上に形成され、シリコン材料で作られ又は集積回路ダイの上に製造されていることをいう。							
		3(a) 「シリコンベースセンサー」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものである。「物理量又は化学量」は、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の実世界の現象に関連する。							
		(b) 「シリコンベースアクチュエーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものである。							
		(c) 「シリコンベースレゾネーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有するコンポーネントである。							
		(d) 「シリコンベースオシレーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する能動コンポーネントである。							
		この注9の物品の所属の決定に当たつては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。							
									この注8の物品の所属の決定に当たつては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
10 [略] 号注 [略]					9 [同左] 号注 [同左]				
85.01 ゝ 85.27 85.28		[略]  モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。) －陰極線管モニター			85.01 ゝ 85.27 85.28		[同左]  モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。) －陰極線管モニター		
8528.42	000 3	－第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの	NO		8528.41	000 4	－第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの		NO
8528.49		[略] －その他のモニター			8528.49		[同左] －その他のモニター		
8528.52		－第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの			8528.51		－第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの		
	100 2	－小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)	NO		100 3		－小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)		NO
8528.59	900 4	－その他のもの	NO		900 5		－その他のもの		NO
8528.59		[略] －プロジェクター			8528.59		[同左] －プロジェクター		
8528.62	000 4	－第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの	NO		8528.61	000 5	－第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの		NO
8528.69		[略]			8528.69		[同左]		
8528.71 ゝ 8528.73		[略]			8528.71 ゝ 8528.73		[同左]		
85.29 85.30 85.31		[略] 電気式の音響信号用又は可視信号用の機器(例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第85.12項又は第85.30項のものを除く。)			85.29 85.30 85.31		[同左] 電気式の音響信号用又は可視信号用の機器(例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第85.12項又は第85.30項のものを除く。)		
8531.10 8531.20	000 5	－表示盤(液晶デバイス(LCD)又は発光ダイオード(LED)を自蔵するものに限る。)	NO	KG	8531.10 8531.20	000 5	－表示盤(液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。)	NO	KG
8531.80 8531.90 85.32 ゝ 85.38		[略] [略] [略]			8531.80 8531.90 85.32 ゝ 85.38		[同左] [同左] [同左]		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
85.39		フィラメント電球及び放電管(シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。)、アーク灯並びに発光ダイオード(LED)ランプ			85.39		フィラメント電球及び放電管(シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。) <u>並びにアーク灯</u>		
8539.10		[略]			8539.10		[同左]		
8539.49					8539.49				
8539.50	000 1	発光ダイオード(LED)ランプ	NO	KG			[新規]		
8539.90		[略]			8539.90		[同左]		
85.40		[略]			85.40		[同左]		
85.41		ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。)、発光ダイオード(LED)及び圧電結晶素子			85.41		ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。)、 <u>発光ダイオード及び圧電結晶素子</u>		
8541.10		ダイオード(光電性ダイオード及び発光ダイオード(LED)を除く。)			8541.10		ダイオード(光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。)		
	100 4	---実装してないもの		TH	100 4		---実装してないもの		TH
		---その他のもの					---その他のもの		
	910 2	---平均順電流が100ミリアンペア未満のもの		NO	910 2		---平均順電流が100ミリアンペア未満のもの		NO
	920 5	---平均順電流が100ミリアンペア以上のもの		NO	920 5		---平均順電流が100ミリアンペア以上のもの		NO
		[略]					[同左]		
8541.21		[略]			8541.21		[同左]		
8541.30					8541.30				
8541.40		光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。) <u>及び発光ダイオード(LED)</u>			8541.40		光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。) <u>及び発光ダイオード</u>		
	100 2	---実装してないもの		TH	100 2		---実装してないもの		TH
		---その他のもの					---その他のもの		
	910 0	---発光ダイオード(LED)		NO	910 0		--- <u>発光ダイオード</u>		NO
	990 3	---その他のもの		NO	990 3		---その他のもの		NO
8541.50		[略]			8541.50		[同左]		
8541.90		[略]			8541.90		[同左]		
85.42		[略]			85.42		[同左]		
85.48					85.48				

## 第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

注

- 1 [略]
- 2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品(この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。)を含まない。  
(a)~(d) [略]

## 第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

注

- 1 [同左]
- 2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品(この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。)を含まない。  
(a)~(d) [同左]

新(2017年)					旧(2016年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
(e) 第84.01項から第84.79項までの機器及びその部分品 (この部の物品用のラジエーターを除く。)、第84.81項 又は第84.82項の物品並びに第84.83項の物品(原動機の 不可分の一部を構成するものに限る。)					(e) 第84.01項から第84.79項までの機器及びその部分 品、第84.81項又は第84.82項の物品並びに第84.83項 の物品(原動機の不可分の一部を構成するものに限る。)				
(f)～(l) [略] 3～5 [略] [略] [略]					(f)～(l) [同左] 3～5 [同左] [同左] [同左]				
87.01		トラクター(第87.09項のトラクタ ーを除く。)			87.01		トラクター(第87.09項のトラクタ ーを除く。)		
8701.10	000 4	---軸トラクター	NO	KG	8701.10	000 4	---歩行操縦式トラクター	NO	KG
8701.20	000 1	---セミトレーラー用の道路走行用 トラクター	NO	KG	8701.20	000 1	---セミトレーラー用の道路走行用 のトラクター	NO	KG
8701.30		[略]			8701.30		[同左]		
8701.91		---その他のもの			8701.90		---その他のもの		
		---エンジン出力が18キロワット					---農業用のもの		
		以下のもの				200 5	----中古のもの	NO	KG
	110 5	----中古のもの	NO	KG			----その他のもの		
	190 1	----その他のもの	NO	KG		310 3	----公称馬力が30馬力未満の もの	NO	KG
	900 4	----その他のもの	NO	KG		320 6	----公称馬力が30馬力以上50 馬力未満のもの	NO	KG
8701.92		---エンジン出力が18キロワット を超え37キロワット以下のも の				330 2	----公称馬力が50馬力以上の もの	NO	KG
		---農業用のもの				900 5	---その他のもの	NO	KG
	110 4	----中古のもの	NO	KG					
		----その他のもの							
	191 1	----エンジン出力が22キロ ワット以下のもの	NO	KG					
	192 2	----エンジン出力が22キロ ワットを超えるもの	NO	KG					
	900 3	----その他のもの	NO	KG					
8701.93		---エンジン出力が37キロワット を超え75キロワット以下のも の							
		---農業用のもの							
	110 3	----中古のもの	NO	KG					
	190 6	----その他のもの	NO	KG					
	900 2	----その他のもの	NO	KG					
8701.94		---エンジン出力が75キロワット を超え130キロワット以下のも の							
		---農業用のもの							
	110 2	----中古のもの	NO	KG					
	190 5	----その他のもの	NO	KG					
	900 1	----その他のもの	NO	KG					
8701.95		---エンジン出力が130キロワッ トを超えるもの							
		---農業用のもの							
	110 1	----中古のもの	NO	KG					
	190 4	----その他のもの	NO	KG					
	900 0	----その他のもの	NO	KG					
87.02		10人以上の人員(運転手を含む。) の輸送用の自動車			87.02		10人以上の人員(運転手を含む。) の輸送用の自動車		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8702.10		－ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)のみを搭載した もの			8702.10		－ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)を搭載した もの		
	100 4	－ノックダウンのもの		ST		100 4	－ノックダウンのもの		ST
		－その他のもの					－その他のもの		
	910 2	－中古のもの		NO		910 2	－中古のもの		NO
	920 5	－その他のもの		NO		920 5	－その他のもの		NO
8702.20		－駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載した もの					[新規]		
	100 1	－中古のもの		NO					
	900 3	－その他のもの		NO					
8702.30		－駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び電動機を搭載した もの					[新規]		
	100 5	－中古のもの		NO					
	900 0	－その他のもの		NO					
8702.40		－駆動原動機として電動機のみを搭載した もの					[新規]		
	100 2	－中古のもの		NO					
	900 4	－その他のもの		NO					
8702.90		[略]			8702.90		[同左]		
87.03		乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)			87.03		乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)		
8703.10		[略]			8703.10		[同左]		
		－その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。))のみを搭載したものに 限る。)					－その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)) を搭載したものに限る。)		
8703.21		[略]			8703.21		[同左]		
8703.24		－その他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)のみを搭載したものに 限る。)			8703.24		－その他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)を 搭載したものに限る。)		
8703.31		[略]			8703.31		[同左]		
8703.33		－その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。))及び電動機を 搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することが できるものを除く。)			8703.33		[新規]		
8703.40		－中古のもの		NO					
	900 2	－その他のもの		NO					

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8703.50		－その他の車両(駆動原動機として ピストン式圧縮点火内燃機関(デ ィーゼルエンジン及びセミデ ィーゼルエンジン)及び電動機を搭 載したものに限るものとし、外 部電源に接続することにより充 電することができるものを除 く。)					[新規]		
	100	4	－中古のもの	NO					
	900	6	－その他のもの	NO					
8703.60		－その他の車両(駆動原動機として ピストン式火花点火内燃機関(往 復動機関に限る。)及び電動機を 搭載したもので、外部電源に接 続することにより充電すること ができるものに限る。)					[新規]		
	100	1	－中古のもの	NO					
	900	3	－その他のもの	NO					
8703.70		－その他の車両(駆動原動機として ピストン式圧縮点火内燃機関(デ ィーゼルエンジン及びセミデ ィーゼルエンジン)及び電動機を搭 載したもので、外部電源に接続 することにより充電することが できるものに限る。)					[新規]		
	100	5	－中古のもの	NO					
	900	0	－その他のもの	NO					
8703.80		－その他の車両(駆動原動機として 電動機のみを搭載したものに限 る。)					[新規]		
	100	2	－中古のもの	NO					
	900	4	－その他のもの	NO					
8703.90		[略]			8703.90		[同左]		
87.04		[略]			87.04		[同左]		
87.10		[略]			87.10		[同左]		
87.11		モーターサイクル(モペットを含む ものとし、サイドカー付きである かないかを問わない。)、補助原動 機付きの自転車(サイドカー付きで あるかないかを問わない。)及びサ イドカー			87.11		モーターサイクル(モペットを含む ものとし、サイドカー付きである かないかを問わない。)、補助原動 機付きの自転車(サイドカー付きで あるかないかを問わない。)及びサ イドカー		
8711.10		[略]			8711.10		[同左]		
8711.50		[略]			8711.50		[同左]		
8711.60		－駆動原動機として電動機を有す るもの					[新規]		
	100	6	－中古のもの	NO					
	900	1	－その他のもの	NO					
8711.90		[略]			8711.90		[同左]		
87.12		[略]			87.12		[同左]		
87.16		[略]			87.16		[同左]		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
第90類		光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品			第90類		光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品		
注					注				
I		この類には、次の物品を含まない。			I		この類には、次の物品を含まない。		
(a)~(f)		[略]			(a)~(f)		[同左]		
(g)		第84.13項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅(第84.23項参照)、持上げ用又は荷扱い用の機械(第84.25項から第84.28項まで参照)、紙又は板紙の切断機(第84.41項参照)、第84.66項の物品で加工機械又はウォータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの(目盛りを読むための光学的機構を有するもの(例えば、光学式割出台)を含むものとし、それ自身が光学機器の特性を有するもの(例えば、芯出し望遠鏡)を除く。)、計算機(第84.70項参照)、第84.81項の弁その他の物品並びに第84.86項の機器(感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。)			(g)		第84.13項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅(第84.23項参照)、持上げ用又は荷扱い用の機械(第84.25項から第84.28項まで参照)、紙又は板紙の切断機(第84.41項参照)、第84.66項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの(目盛りを読むための光学的機構を有するもの(例えば、光学式割出台)を含むものとし、それ自身が光学機器の特性を有するもの(例えば、しん出し望遠鏡)を除く。)、計算機(第84.70項参照)、第84.81項の弁その他の物品並びに第84.86項の機器(感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。)		
(h)~(k)		[略]			(h)~(k)		[同左]		
(l)		第96.20項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品			[新規]				
(m)		[略]			(l)		[同左]		
(n)		[略]			(m)		[同左]		
2~7		[略]			2~7		[同左]		
90.01		[略]			90.01		[同左]		
90.05		[略]			90.05		[同左]		
90.06		写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。) [削除]			90.06		写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。) 一製版に使用する種類の写真機	NO	KG
9006.30		[略]			9006.10	000 3			
9006.99		[略]			9006.30		[同左]		
90.07		[略]			9006.99		[同左]		
90.33		[略]			90.07		[同左]		
[略]					90.33		[同左]		
[略]					[同左]				
第92類		楽器並びにその部分品及び附属品			第92類		楽器並びにその部分品及び附属品		
注					注				
I		この類には、次の物品を含まない。			I		この類には、次の物品を含まない。		
(a)~(c)		[略]			(a)~(c)		[同左]		
(d)		楽器の清掃用ブラシ(第96.03項参照)及び一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品(第96.20項参照)			(d)		楽器の清掃用ブラシ(第96.03項参照)		
(e)		[略]			(e)		[同左]		
2		[略]			2		[同左]		
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
第94類		家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物			第94類		家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物		

新(2017年)				旧(2016年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
注 I この類には、次の物品を含まない。 (a)～(l) [略] (m) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品(第96.20項参照)				注 I この類には、次の物品を含まない。 (a)～(l) [同左] (m) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品(第96.20項参照)					
2～4 [略]				2～4 [同左]					
94.01		腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。)及びその部分品			94.01		腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。)及びその部分品		
9401.10		[略]			9401.10		[同左]		
9401.40		－とう、オーギア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け			9401.40		－とう、オーギア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け		
9401.52	000 4	－竹製のもの	NO	KG	9401.51	000 5	－竹製又はとう製のもの	NO	KG
9401.53	000 3	－とう製のもの	NO	KG					
9401.59		[略]			9401.59		[同左]		
		[略]					[同左]		
9401.61		[略]			9401.61		[同左]		
9401.90		[略]			9401.90		[同左]		
94.02		[略]			94.02		[同左]		
94.03		その他の家具及びその部分品			94.03		その他の家具及びその部分品		
9403.10		[略]			9403.10		[同左]		
9403.70		－その他の材料(とう、オーギア、竹その他これらに類する材料を含む。)製の家具			9403.70		－その他の材料(とう、オーギア、竹その他これらに類する材料を含む。)製の家具		
9403.82	000 5	－竹製のもの		KG	9403.81	000 6	－竹製又はとう製のもの		KG
9403.83	000 4	－とう製のもの		KG					
9403.89		[略]			9403.89		[同左]		
9403.90		[略]			9403.90		[同左]		
94.04		[略]			94.04		[同左]		
94.05		[略]			94.05		[同左]		
94.06		プレハブ建築物			94.06		プレハブ建築物		
9406.10	000 1	－木製のもの		KG	9406.00	000 4	プレハブ建築物		KG
9406.90	000 5	－その他のもの		KG					
第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品				第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品					
注 I この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) [略] (e) 第61類又は第62類の繊維用繊維製の運動用衣類及び特殊衣類(肘、膝又はそけい部にパッド又は詰物等のさ細な保護用部分を有するか有しないかを問わない。例えば、フェンシング用衣類及びサッカーのゴールキーパー用ジャージ)並びに第61類又は第62類の繊維用繊維製の仮装用の衣類 (f)～(t) [略] (u) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品(第96.20項参照)				注 I この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) [同左] (e) 第61類又は第62類の繊維用繊維製の運動用又は仮装用の衣類 (f)～(t) [同左] (u) [同左] (v) [同左]					
2～5 [略]				2～5 [同左]					
号注				号注					



新(2017年)					旧(2016年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
96.01 ゝ		[略]			96.01 ゝ		[同左]		
96.19					96.19		[新規]		
96.20									
9620.00	000 3	一脚、二脚、三脚その他これらに 類する物品		KG					
[略]					[同左]				